

特別支援学校にかかわる

就学事務の手引き

～早期からの一貫した支援のために～

— 様 式 用 例 集 —

— 支援のための関係資料集 —

平成26年4月

福島県教育委員会

特別支援学校にかかわる 「就学事務の手引き」の改訂にあたって

平成18年12月、国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、国は、平成19年9月に同条約に署名するとともに、その批准に向けた法整備を進めてきました。教育に関する法整備では、平成19年4月に学校教育法等の一部改正が行われ、特別支援教育は、特別支援学校のみならず、特別な支援を必要とする児童生徒等が在籍するすべての学校において実施されることになりました。

平成23年8月には「障害者基本法の一部を改正する法律」の公布、平成25年4月には「障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）」の施行、同年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が公布されたことに伴い、平成26年1月20日に正式に批准されました。

教育に関しては、同条約の第24条に「障害者を包容する教育制度」の確保が規定され、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みとしての「インクルーシブ教育システム」の理念が提唱されました。

さらに、平成24年7月には、文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会に設置された「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」において、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」についての報告がまとめられるとともに、その報告を踏まえて平成25年9月には、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」が施行され、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進がこれまで以上に重要となっています。

今回の一部改正では、具体的には、次の4点について改正が行われました。

1 就学先を決定する仕組みの改正（第5条及び第11条関係）

就学基準（学校教育法施行令第22条の3）に該当する者は原則特別支援学校に就学するという従来の仕組みを改め、その者の障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況その他の事情を勘案して、総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと改正する。

2 障がいの状態等の変化を踏まえた転学（第6条の3及び第12条の2関係）

特別支援学校、小・中学校間の転学について、その者の障がいの状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行う。

3 視覚障がい者等による区域外就学等（第9条、第10条、第17条及び第18条関係）

視覚障がい者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小・中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備する。

4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大（第18条の2関係）

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障がい者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障がいのある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。（小学部・小学校から中学部・中学校に進学する際にも意見を聴取するよう拡大された。ただし、特別支援学校の小学部から同校の中学部へ進学する際の意見聴取は義務付けられていない。）

これらの改正により、就学基準に該当する児童生徒で市町村教育委員会が小・中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者（認定就学者）についての規定は廃止され、障がいのある児童生徒等の就学先決定については、市町村の教育委員会が、個々の児童生徒について障がいの状態等を踏まえた十分な検討を行った上で、小学校、中学校又は特別支援学校のいずれかを判断・決定する仕組みに改められました。

また、先の「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」の報告において、「現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会（就学指導審議会）」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、『教育支援委員会（仮称）』といった名称とすることが適当である。」との提言がなされていることについても留意する必要があります。

このため、福島県教育委員会では、この度、平成23年6月に発行した「特別支援学校にかかわる就学事務の手引き（保存版）」の改訂を行いました。

平成26年4月1日

福島県教育委員会

目 次

I	障がいのある児童生徒の就学	
1	教育相談・就学先決定に当たって	1
2	「従来の就学先決定の考え方」と「新しい就学先決定の考え方」	5
3	障がいのある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）	6
4	特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の対象者の基準一覧	8
II	特別支援学校就学手続き流れ図	9
III	障がいのある子供の就学事務手続きの流れ	10
IV	特別支援学校の入学・転学・退学に関する諸手続き（要点）	
1	新学齢児の就学手続きについて	
(1)	新学齢児の県立特別支援学校への入学手続き	11
(2)	就学義務の猶予又は免除者の県立特別支援学校への入学手続き	12
(3)	新学齢児の市立特別支援学校への入学手続き	13
2	転学手続きについて	
(1)	小・中学校から県立特別支援学校への転学手続き	14
(2)	県立特別支援学校から小・中学校への転学手続き	
①	認定特別支援学校就学者が視覚障がい者等でなくなった場合	15
②	認定特別支援学校就学者の小・中学校への転学を判断する場合	16
(3)	県立特別支援学校間及び市立特別支援学校から県立特別支援学校への転学 手続き	17
(4)	県立特別支援学校から市立特別支援学校への転学手続き	17
3	他都道府県との就学及び転学手続きについて	
(1)	本県から他都道府県の特別支援学校への就学及び転学	18
(2)	他都道府県より本県の特別支援学校への就学及び転学	19
(3)	本県から他都道府県の特別支援学校へ区域外就学した児童生徒の区域外就学 終了	20
(4)	他都道府県より本県の特別支援学校へ区域外就学した児童生徒の区域外就学 終了	20
※	様式	21～44

V 支援のための関係資料集

資料1：特別支援教育と多様な学びの場

- 1 特別支援教育の理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 2 多様な学びの場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
 - (1) 特別支援学校：視覚障がい者 聴覚障がい者 知的障がい者
肢体不自由者 病弱者（身体虚弱者を含む。）
 - (2) 特別支援学級：知的障がい者 肢体不自由者 病弱者及び身体
虚弱者 弱視者 難聴者 言語障がい者 自閉症・
情緒障がい者
 - (3) 通級による指導：言語障がい者 自閉症者 情緒障がい者 弱視者
難聴者 学習障がい者 注意欠陥多動性障がい者
肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

資料2：障がいの種類と多様な学びの場

- I 視覚障がい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- II 聴覚障がい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- III 知的障がい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- IV 肢体不自由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
- V 病弱・身体虚弱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- VI 言語障がい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
- VII 情緒障がい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
- VIII 自閉症・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
- IX 学習障がい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
- X 注意欠陥多動性障がい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77

資料3：就学猶予・免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79

資料4：県特別支援教育推進会議、市町村教育支援委員会（仮称）の役割及び

- 関係図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81

資料5：関係法令(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82

資料6：文部科学省「学校教育法施行令の一部を改正について（通知）」・・・・ 94

資料7：文部科学省「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援に ついて（通知）」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97

資料8：福島県内の特別支援学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103

VI 就学事務に関するQ&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105

福島県では、障害の「害」という漢字の表記について、法令上やむを得ないもの等以外は、極力「障がい」「障がい者」という表記を用いることとしており、この「特別支援学校にかかわる就学事務の手引き」においても準用しております。

1 教育相談・就学先決定に当たって

関係者の心構え

就学先の決定に当たっては、早期からの相談を行い、子供の可能性を最も伸長する教育が行われることを前提に、本人・保護者の意見を可能な限り尊重した上で、総合的な判断をすることが重要です。

就学先の決定にかかわる関係者の対応いかんによっては、子供が持てる力を高め、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善又は克服するための、適切な教育や必要な支援を十分に享受することができず、結果として、子供の学習する権利を奪うことになりかねません。

就学にかかわる者は、障がいのある子供が自己の可能性を伸ばし、自立し、社会参加するための基盤となる「生きる力」を培うための大切なスタートを担っているという自覚を強く持つことが必要です。

関係者に求められること

(1) 市町村教育委員会に求められること

市町村教育委員会は、障がいのある子供の就学先決定に当たり、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の決定を行うこととなります。

障がいのある子供の教育に関する基本的な方向としては、障がいのある子供と障がいのない子供が、できるだけ同じ場で学ぶことを目指すことが大切ですが、その場合には、それぞれの子供が、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうか、これが最も本質的な視点となります。

市町村教育委員会は、域内に住所が存する子供の適切な就学についての責任を負っているため、中央教育審議会初等中等教育分科会報告において提言された「教育支援委員会（仮称）」(*)等を設置し、保護者との信頼関係に基づいた十分な説明を行い、保護者との合意形成を図りながら、就学先を決定していくことが大切です。

特に、設置者が異なる特別支援学校に就学した子供については、就学後もフォローアップを図ることができるように努め、市町村教育委員会の担当者が継続して丁寧な引き継ぎを行い、情報が確実に伝わるようにすることが必要です。

(2) 学校関係者に求められること

小・中学校及び特別支援学校等のすべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められます。特に、発達障がいに関する一定の知識・技能は発達障がいの可能性のある子供の多くが小・中学校の通常の学級に在籍してい

ることから、必須となります。

特別支援学校については、地域の特別支援教育のセンター的機能を有していることから、その一層の充実を図るとともに、さらなる専門性の向上に取り組む必要があります。

(3) 関係機関の連携による支援

市町村教育委員会は、保育等担当者や相談担当者、医療・福祉・保健福祉担当者、学校等、関係機関との連携を図りながら、本人・保護者への早期からの教育相談や継続した支援を行い、地域で子供を支えていくという体制づくりをしていくことが必要です。

保護者、専門家からの意見聴取

(1) 意見聴取の機会の拡大

学校教育法施行令の一部改正で、保護者や専門家へ意見聴取の機会が拡大されました。これまでは、新学齢児の就学の際に意見聴取をすることが義務付けられていましたが、今回の改正で、小学校から特別支援学校中学部への進学時や転学時にも行うこととなります。

(2) 保護者からの意見聴取

保護者からの意見聴取に当たっては、就学先及び就学後の支援の内容等について説明をした後、保護者の考える時間を十分に確保しておくことが必要です。その際、支援を必要とする理由や、就学先で得られる教育効果等についても、わかりやすく丁寧に説明することが重要であり、また、あらかじめ両親や家族で相談しておくことを勧めたり、既に就学している子供の家族に相談できる機会を設けたりなどの取組も有効です。

(3) 専門家からの意見聴取

就学先の検討に当たっては、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり、「教育支援委員会（仮称）」等にそれぞれの専門家が参加して総合的な判断のための検討を行うことなどが考えられます。

なお、専門家からの意見聴取は、市町村教育委員会が就学先の決定を行うに際して、その判断に資するように実施されるものであり、就学先を決定するのは、「教育支援委員会（仮称）」等ではなく、あくまでも市町村教育委員会であることに留意することが必要です。

就学先の決定

(1) 本人・保護者、教育委員会及び学校の合意形成

就学先の決定に際しては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分に情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者、市町村教育委員会、

学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的に市町村教育委員会が決定します。なお、この際に、合理的配慮（P. 59参照）の提供についても合意形成を図ることが必要となります。

さらに、就学後においても支援の内容や就学先について必要に応じて見直すことや、見直しのための手続きについても理解を共有しておくことも大切です。具体的な合意形成の方法として、三者が協議の場を持ち、十分な話し合いの上で合意していくことが望ましい方法と考えます。

（２）決定に当たっての留意点

決定に当たっては、その子供がその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、この確認や実際の受け入れ体制を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはなりません。

障がいのある子供と障がいのないそれぞれの子供が、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点になります。

そのためには、市町村教育委員会が本人・保護者の意見を十分に聞き、共通認識を醸成していくことが重要です。

「学びの場」の柔軟な見直し等

就学時に、小学校段階6年間、中学校段階3年間の学びの場がすべて決まってしまうのではなく、子供の発達程度、適応の状況、学校の環境等を勘案しながら柔軟に転学等ができることを、関係者の共通理解とすることが重要です。

障がいの状態等の変化により、就学先の変更が必要と考える場合には、適切な学びの場について十分に検討することが必要です。

小・中学校と特別支援学校間の転学が行われる場合においては、学校教育法施行令第18条の2により、保護者及び専門家からの意見聴取を行わなければならないことに留意する必要があります。

継続的な教育相談と相談体制の整備

（１）教育相談の在り方

教育相談は、その後の適切な教育・支援のための方向性を話し合うことが目的であり、子供の可能性を最大限伸ばさせるための教育的対応の在り方や家庭での支援について、地域や学校における基礎的環境整備の状況や提供可能な合理的配慮の内容を踏まえ、保護者とともに合意形成を図っていくことが求められます。

早期における教育相談に当たっては、保護者の気持ちを十分にくみ取り保護者とともに子供の将来について話し合うといった教育相談を行うことが大切です。

保護者の思いと子供本人の教育的ニーズは、異なることもあり得ます。市町村教育委員会は、本人・保護者の意見を十分に聞くとともに、本人・保護者が置かれた状況を十分に把握しつつ、共通認識を醸成していくことが重要です。

(2) 継続的な教育相談

子供の教育的ニーズ等の変化に継続的かつ適切に対応するため、特別支援学校や小・中学校において個別の教育支援計画の作成・活用を推進し、その内容の充実を図るとともに、同計画を定期的に見直すことを通じて、継続的な教育相談を行う必要があります。

小・中学校及び市町村教育委員会に加え、特別支援学校及び都道府県教育委員会においても、継続的な教育相談を行うための体制が必要となることに留意する必要があります。各学校における校内委員会等の体制整備や、教育委員会による専門家チームの派遣や定期的な巡回教育相談等を通じた、各学校への支援が必要です。

(3) 関係機関と連携した体制整備

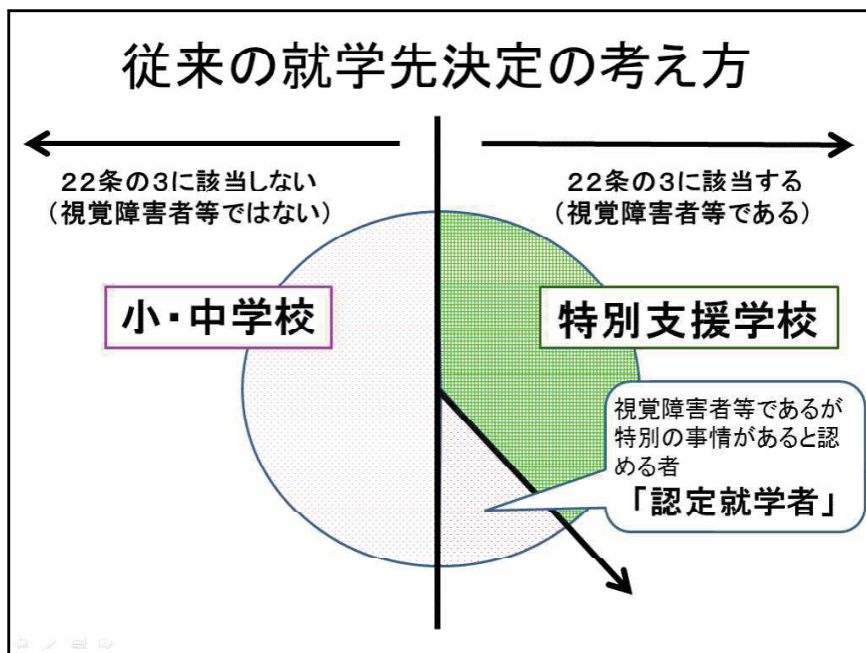
就学先の決定に際して市町村教育委員会において適切な判断ができるようにするため、市町村教育委員会が、早期支援に係る機関（認定こども園、幼稚園、保育所、医療、福祉、保健等の関係機関）との連携強化による情報の共有化を推進するための体制整備が必要です。

* 教育支援委員会（仮称）に求められる機能

現在、多くの市町村に設置されている「就学指導委員会」等については、早期からの就学相談・支援や就学先決定のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会（仮称）」といった名称にすることが適当であり、以下のように、その機能を拡充することが期待されます。

- (ア) 障がいのある子供の状態を早期から把握する観点から、各関係機関等との連携により、障がいのある子供の情報を継続的に把握すること。
- (イ) 就学移行期においては、教育委員会と連携し、本人・保護者に対する情報提供を行うこと。
- (ウ) 教育的ニーズと必要な支援について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行うこと。
- (エ) 市町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行うこと。
- (オ) 就学先についての教育委員会の決定と保護者の意見が一致しない場合において、市町村教育委員会からの要望に基づき、第三者的な立場から調整を行うこと。
- (カ) 就学先の学校に対して適切な情報提供を行うこと。
- (キ) 就学後についても、必要に応じ「学びの場」の変更等について助言を行うこと。
- (ク) 「合理的配慮」について、提供の妥当性や関係者間の意見が一致しない場合の調整について助言を行うこと。

2 「従来の就学先決定の考え方」と「新しい就学先決定の考え方」

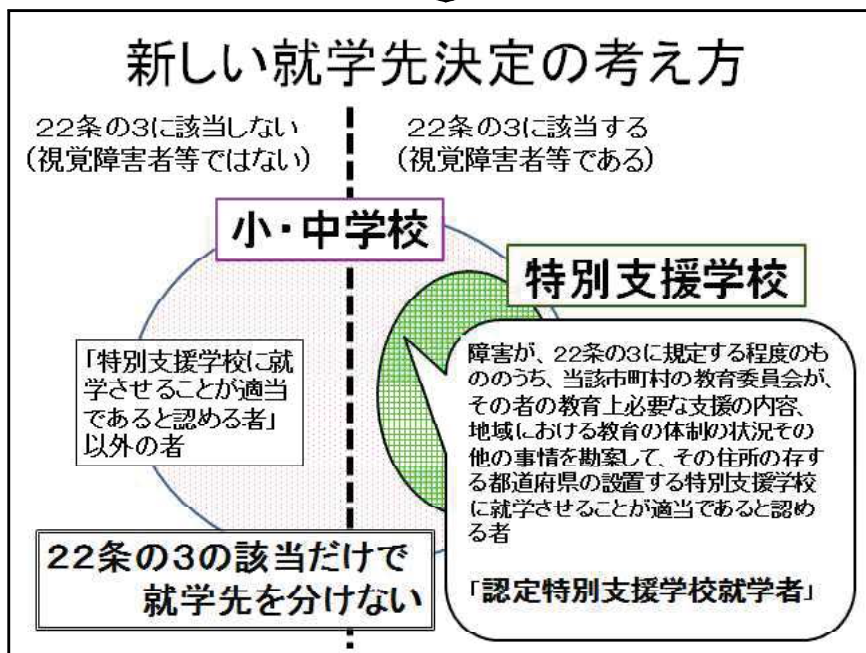


認定就学者



今回の学校教育法施行令の一部改正により、「認定就学者」の規定は廃止

従来は、学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒（P.47 *4 参照）は、原則、特別支援学校への就学とし、市町村教育委員会が特別の事情があると認める場合には、「認定就学者」として小・中学校へ就学することを可能としていました。



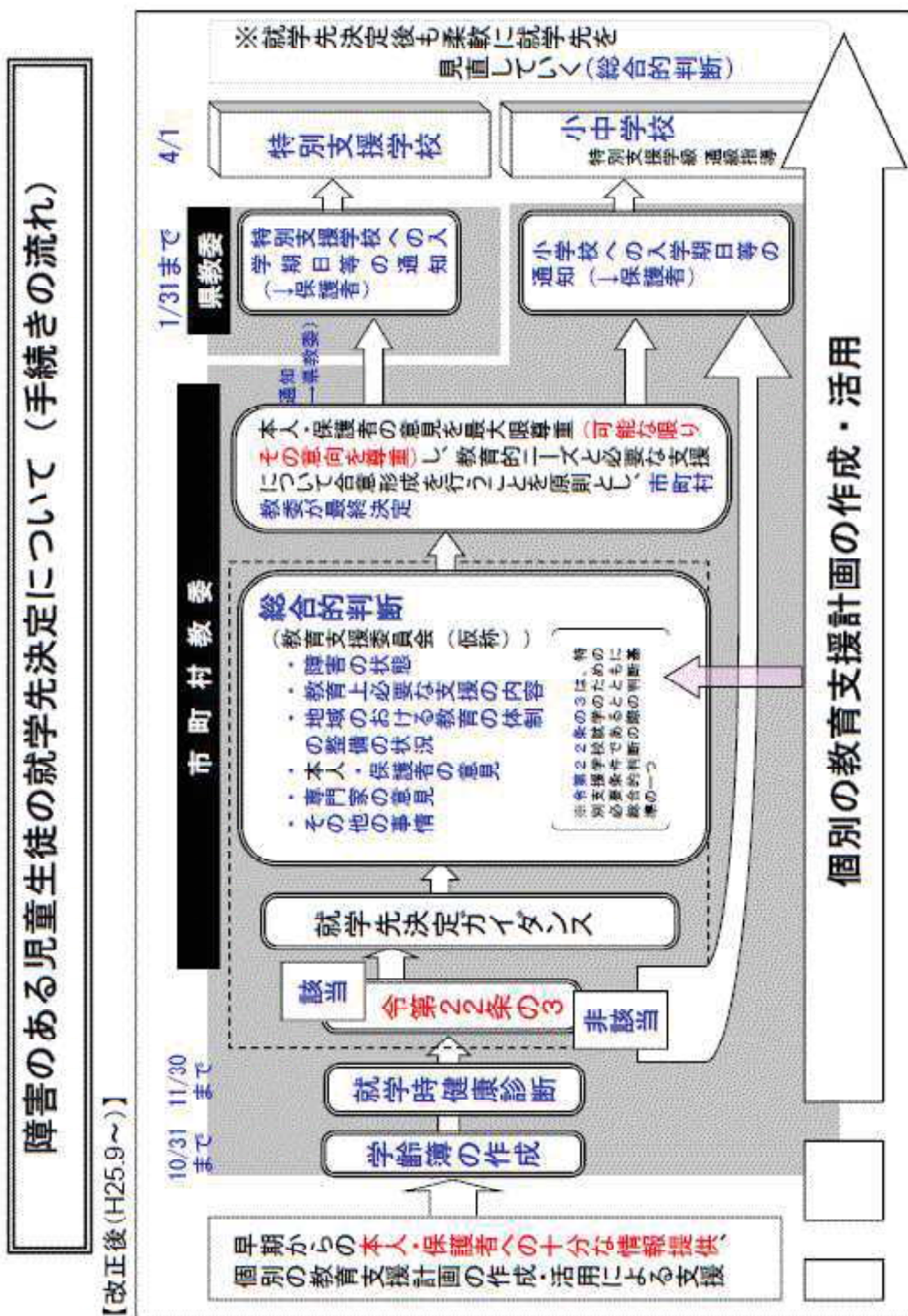
学校教育法施行令第22条の3に該当し、かつ市町村教育委員会が特別支援学校に就学させることが適当であると認める者



認定特別支援学校
就学者

今回の一部改正で、学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒については、市町村教育委員会が、その障がいの状態等をふまえて総合的な観点から就学先を決定する仕組みとなりました。

3 障がいのある児童生徒の就学先決定について (手続きの流れ)



【平成25年10月 文部科学省「教育支援資料（P.275）」参照】

学校教育法施行令第22条の3に該当する障がいのある児童生徒の就学先決定の流れ

早期からの本人・保護者への十分な情報提供

本人・保護者への事前の情報提供が大切です。関係機関と連携・協力し、就学期における特別な支援が必要な幼児の把握と「**個別の教育支援計画**」を作成・活用した支援を進めます。

学齢簿の作成（10/31まで）

教育支援委員会（仮称）

既存の市町村就学指導委員会の機能を拡充して就学相談を進めます。

就学時健康診断（11/30まで）

22条の3への該当判断

学校教育法施行令第22条の3に該当することは、**特別支援学校へ就学するための必要条件**です。

就学に関するガイダンス

就学先決定についての手続きの流れや就学先決定後も柔軟に就学先を見直していくことなどについてあらかじめ本人・保護者に十分に説明することが大切です。

総合的に判断

「**個別の教育支援計画**」を作成・活用しながら、次の点も考慮しながら、総合的に判断をします。

- 支援機関等からの情報収集、複数の目での**行動場面の観察**をします。
- **体験入学**の実施をし、本人、保護者が入学した際のイメージを持ちやすくします。
- 保護者面談で、子供の発達や障がいの状態、これまでの療育や教育の状況、就学先に対して**保護者が希望することなどを聴取**します。
- 「教育支援委員会（仮称）」の教育学、医学、心理学等の**専門家等から意見聴取**をします。
- 子供の就学が考えられる**地域の体制の整備状況**を調査します。

市町村教育委員会が就学先を最終決定
※ 保護者への入学期日等を通知（1/31まで）

本人・保護者の意見を可能な限り尊重し、「**本人・保護者**」「**学校**」「**市町村教育委員会**」で合意形成を図り、最終的に市町村教育委員会が就学先を決定します。

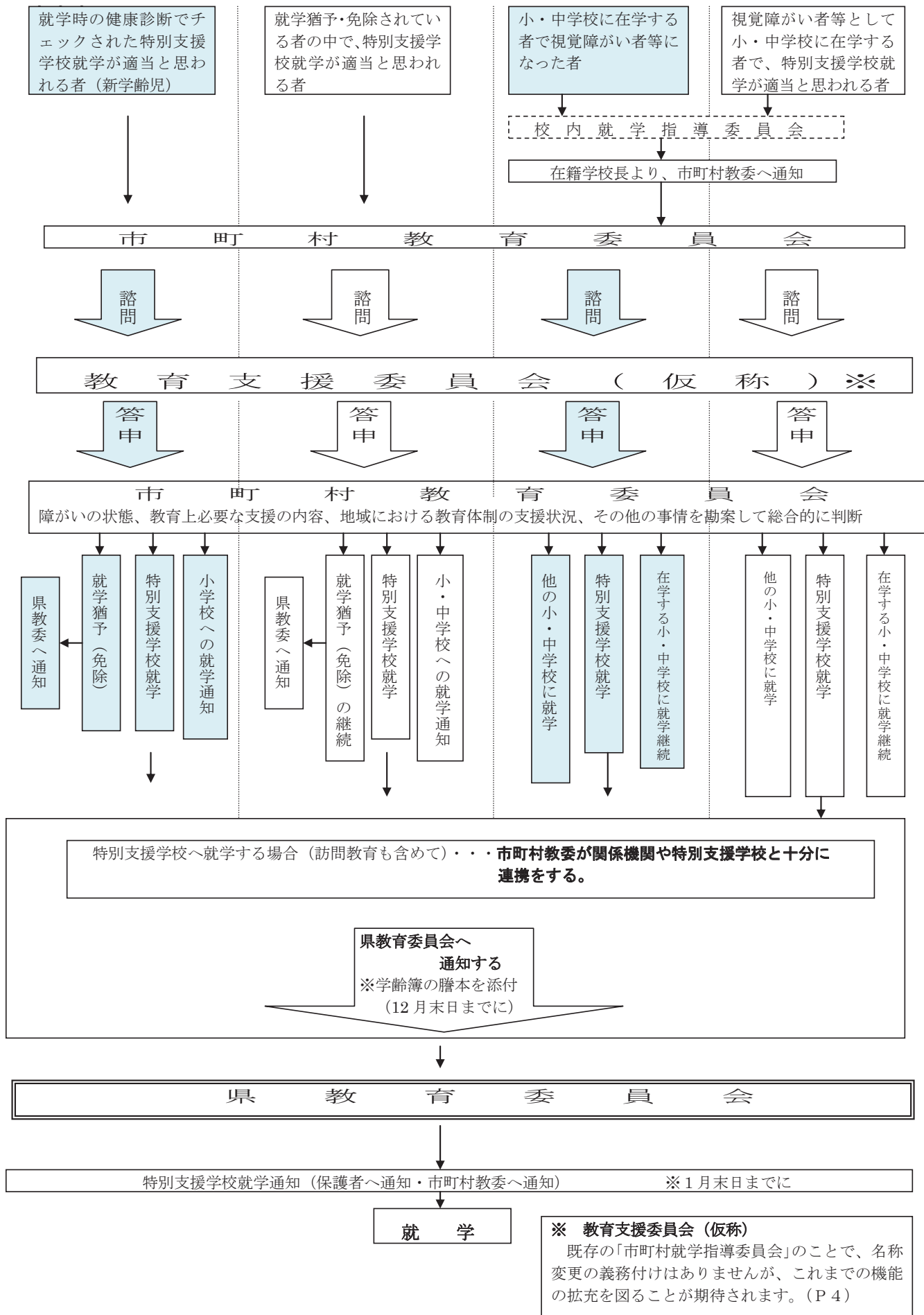
特別支援学校、小・中学校への就学

保護者及び専門家からの意見聴取を、小学校や特別支援学校小学部への就学時のみならず、小学校から特別支援学校中学部等への進学時や転学時にも実施し、十分な教育が受けられるよう、就学先決定後も柔軟に就学先を見直していくこととなります。その際、「**個別の教育支援計画**」の**作成・活用、引継ぎ**が重要です。

4 特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の対象者の基準一覧

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
根拠	学校教育法施行令 第22条の3	平成25年10月4日付け 25文科初第756号 「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」	
視覚障がい者 弱視者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障がい者 難聴者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障がい者	一 知的発達の変滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の変滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の変滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由、病弱者及び身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者 病弱者及び 身体虚弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	
言語障がい者		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障がい主として他の障がいに起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障がい主として他の障がいに起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症者		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障がい者		二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障がい者			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
注意欠陥 多動性障がい			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも

特別支援学校就学手続き流れ図



障がいのある子供の就学事務手続きの流れ（例）

機 関 名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県教育委員会		(特別支援教育就学指導協議会)							12月末日まで	入学期日 学校の指定 (入学通知)		
市町村教育委員会		学校基本調査 就学猶予・免除児名簿作成 実態調査（4・5歳児） (障がい児について保健機関、 福祉機関、幼稚園等より情報収集)					学齢簿 作成		認定特別支援 学校入学者通知 就学判断の資 料作成	市町村教育 委員会 ↓ 保護者へ 通知		
教育支援委員会 (仮称)	第 1 回 委 員 会 (運営組 織)					諮問 ↓ 答申 第 2 回 委 員 会 (小・中学校在学者)			諮問 ↓ 答申 第 3 回 委 員 会 (新入学者)		第 4 回 委 員 会 (まとめ・ 反省)	
養護教育センター	教育相談											
他 機 関		・児童相談所、病院、市町村の 保健師等との連携							・児童相談所、病院、市町村の 保健師等との連携			
備 考		・猶予・免除で児童福祉施設に 入所が適当と思われる者は、 児童相談所に入所措置等につ いて依頼する。 ・入院の必要な者は、病院にお いて診断を受けるように指 導する。				・委員会の検討の結果、児童 福祉施設に入所して特別支 援学校等に就学する必要が あると考えられる者は、児 童相談所に入所措置等につ いて依頼する。 ・近い将来就学可能な者、訪 問教育の可能な者等の検討 を行う。			・市町村教育委員会は、児童生徒 のうち視覚障害者等について、 第5条又は第11条1項の通知 をしようとするときは、その保 護者及び教育学・医学・心理学 その他の障害のある児童生徒 等の就学に関する専門的知識 を有する者の意見を聴くもの とする。 (学校教育法施行令第18条の2)			

1 新学齢児の就学手続きについて

(1) 新学齢児の県立特別支援学校への入学手続き

ア 学齢簿の作成

市町村の教育委員会は、毎学年10月31日までに、10月1日現在において、その市町村に住所を有する新学齢児について、あらかじめ、学齢簿を作成しなければならない。

(学校教育法施行令第2条、学校教育法施行規則第31条)

イ 就学時の健康診断

市町村の教育委員会は、学齢簿の作成後11月30日までに、新学齢児の健康診断を行わなければならない。

(学校保健安全法施行令第1条)

ウ 認定特別支援学校就学者の通知

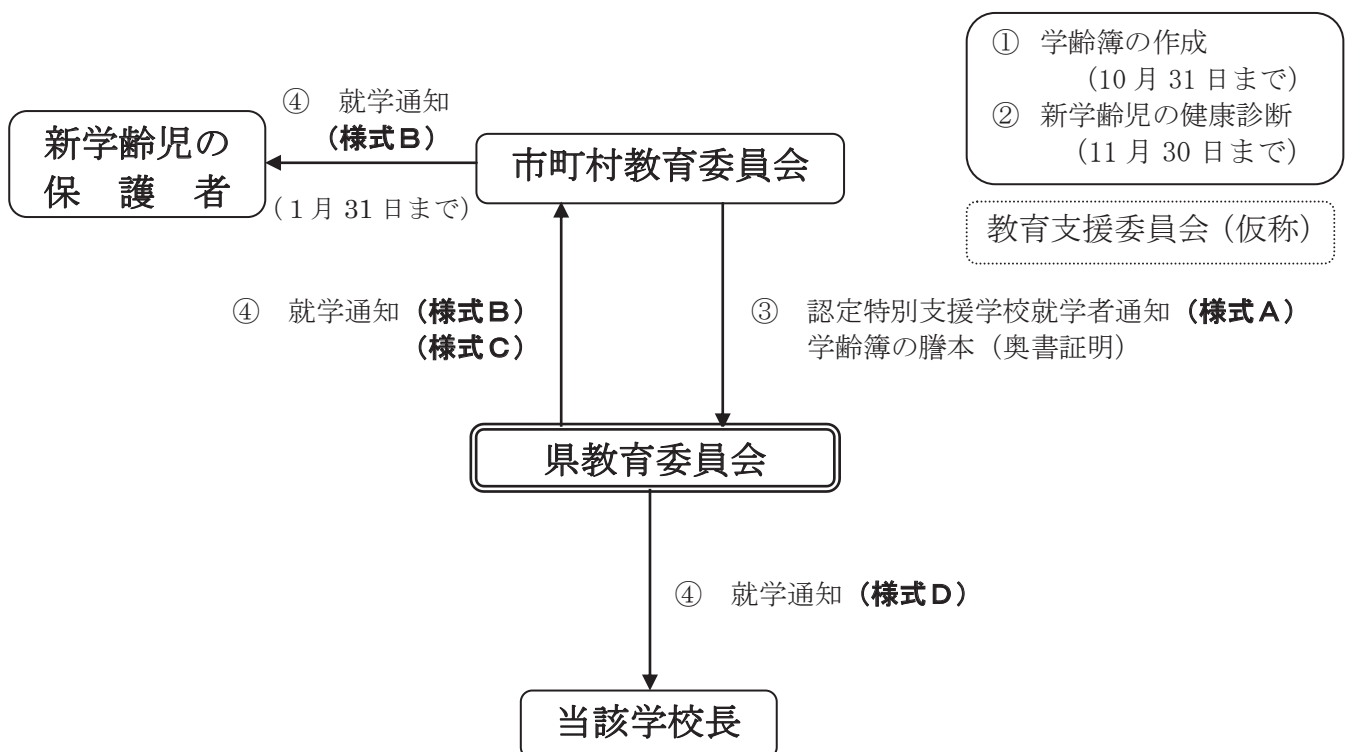
市町村の教育委員会は、12月31日までに、都道府県の教育委員会に対し、新学齢児のうち、認定特別支援学校就学者について、その氏名を通知するとともに、学齢簿の謄本を送付しなければならない。

(学校教育法施行令第11条第1項、第2項)

エ 就学(新入学)通知

市町村・都道府県の教育委員会は、1月31日までに新学齢児の保護者に対し、それぞれ、小学校又は特別支援学校への就学通知をしなければならない。

(学校教育法施行令第5条、第14条)



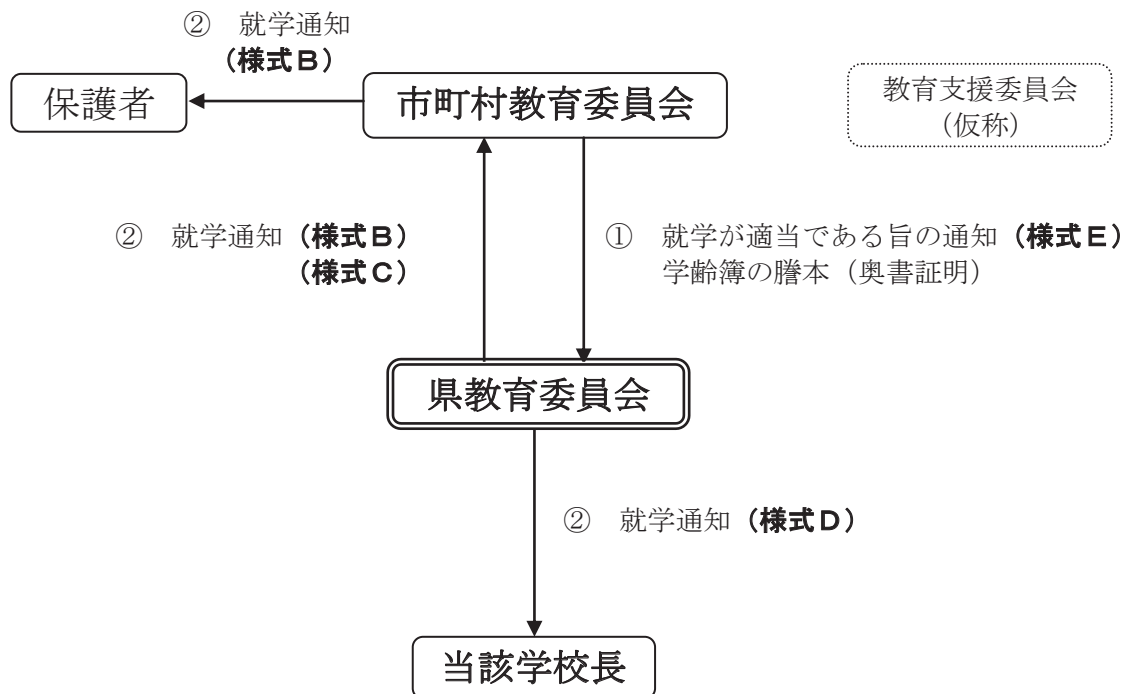
※ 特別支援学校に就学が予想される場合は、事前に該当特別支援学校で教育相談を受けること。

※ 施設入所を希望している新学齢児の場合、施設入所の内定を待ち通知するため、3月中旬の通知となる。

〈注〉○内の数字は事務手続きの順序を示す。以下同じ。

(2) 就学義務の猶予又は免除者の県立特別支援学校への入学手続き

就学義務を猶予又は免除されている児童生徒が特別支援学校に就学する場合は、市町村の教育委員会は、就学が適当である旨の通知書に、学齢簿の謄本（奥書証明）を添えて県教育委員会あてに提出する。



就学義務の猶予又は免除の根拠は、**学校教育法第18条**の規定である。

○就学猶予・免除の対象となりうる者

- 1 病弱で就学困難と認められる者
- 2 発育不完全で就学困難と認められる者
- 3 その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる者

○就学猶予・免除の手続き（**学校教育法施行規則第34条**に規定）

- 1 学齢児童生徒について、保護者の就学させる義務の猶予・免除の認可を受けるためには、保護者は、市町村の教育委員会に願い出なければならない。
- 2 願い出を出す場合には、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る証明書を添えなければならない。
- 3 願い出を受けた市町村の教育委員会は、市町村の教育支援委員会（仮称）の意見を聞くなどして、慎重な審議の結果その可否について判断を下す。

○就学猶予・免除の解除者の編入学年

就学猶予・免除の事由が解消して小学校又は中学校に就学する場合、年齢及び心身の発達の状況を考慮して、校長は、年齢相当の学年まで編入することができる。（**学校教育法施行規則第35条**）
ただし、中学校相当の年齢の者は、学校教育法第17条第2項の小学校等の課程を修了した日の翌日以後の最初の学年の初めから中学校等に就学させると規定しており、小学校を卒業していない者は、中学校等に編入できない。

(3) 新学齢児の市立特別支援学校への入学手続き

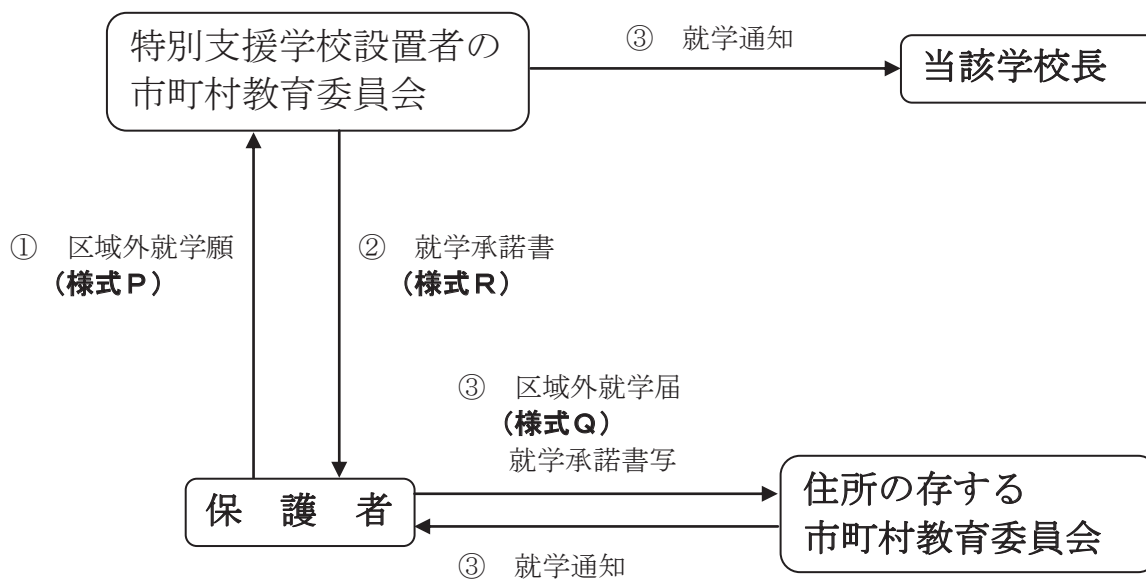
ア 児童生徒等のうち視覚障害者等を市立特別支援学校に就学させようとする場合には、その保護者は、特別支援学校の設置者である市町村の教育委員会の就学を承諾する書面を添え、その旨を、その児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。＜区域外就学＞

(学校教育法施行令第17条)

イ 都道府県の教育委員会は、アの届出のあった児童・生徒については、特別支援学校への就学通知をすることは要しない。

(学校教育法施行令第14条第3項)

※ 附属特別支援学校の手続きも同様。



<注> 新学齢児ではなく、すでに小学校又は中学校、県立特別支援学校に在籍している児童生徒が、市町村立特別支援学校に就学する場合もこの手続きに準ずる。

2 転学手続きについて

(1) 小・中学校から県立特別支援学校への転学手続き

ア 小学校、中学校又は中等教育学校に在学する学齢児童生徒で、視覚障害者等になったものがあるときは、(障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の者に限る)当該学齢児童生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(学校教育法施行令第12条第1項)

イ 市町村の教育委員会は、アの通知を受けた学齢児童生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について、都道府県の教育委員会に対し、速やかにその者の氏名を通知しなければならない。

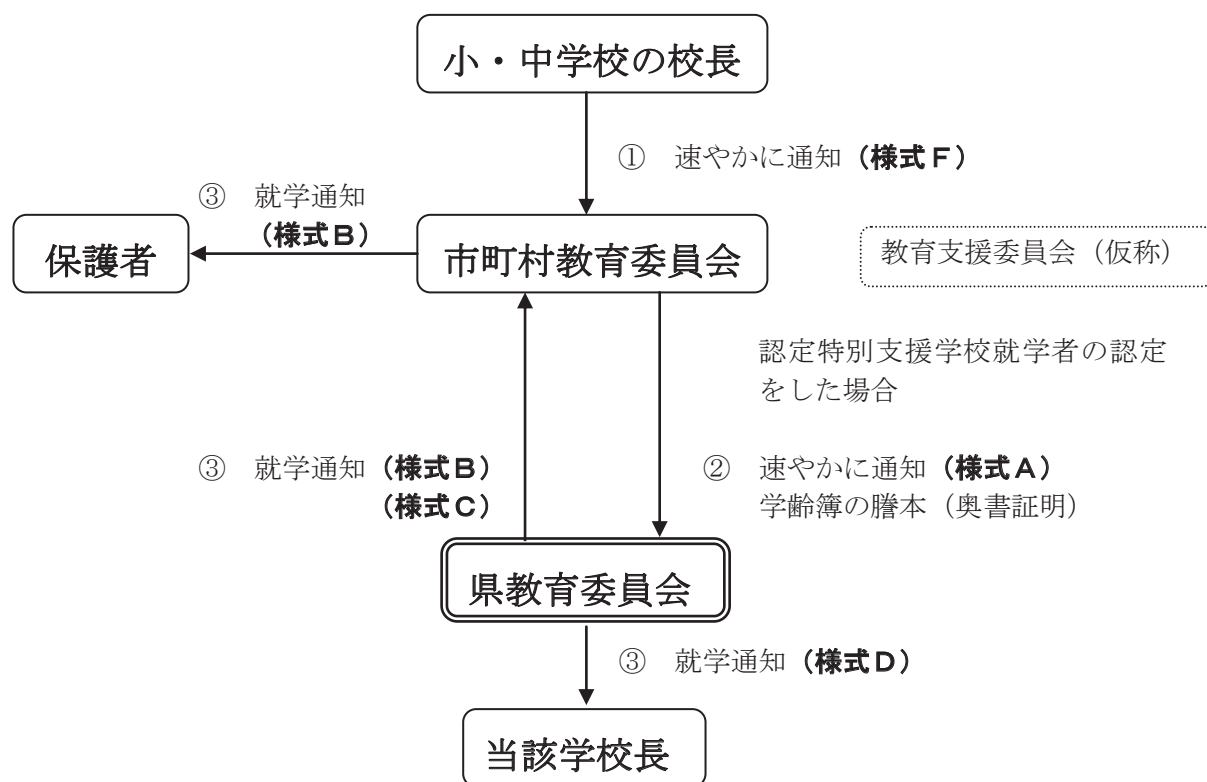
(学校教育法施行令第11条、第12条第2項)

ウ 都道府県の教育委員会は、イの通知を受けた学齢児童生徒について、その保護者に対し、速やかに特別支援学校への就学を通知しなければならない。

(学校教育法施行令第14条)

※ 小・中学校に在学するもののうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者についても準用する。

(学校教育法施行令第12条の2第2項)



〈注〉次年度、転学の場合、新学齢児と同様、12月末日までに通知すること。ただし、病気療養等緊急の場合を除く。

※ 次年度、転入学等が予想される場合、事前に、該当特別支援学校で教育相談を受けること(中学部入学者も同様とする)。

(2) 県立特別支援学校から小・中学校への転学手続き

① 認定特別支援学校就学者が視覚障がい者等でなくなった場合

ア 特別支援学校に在学する学齢児童生徒で、視覚障害者等でなくなったもの（障害の程度が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度でなくなったもの）があるときは、その特別支援学校の校長は、速やかに、その学齢児童生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

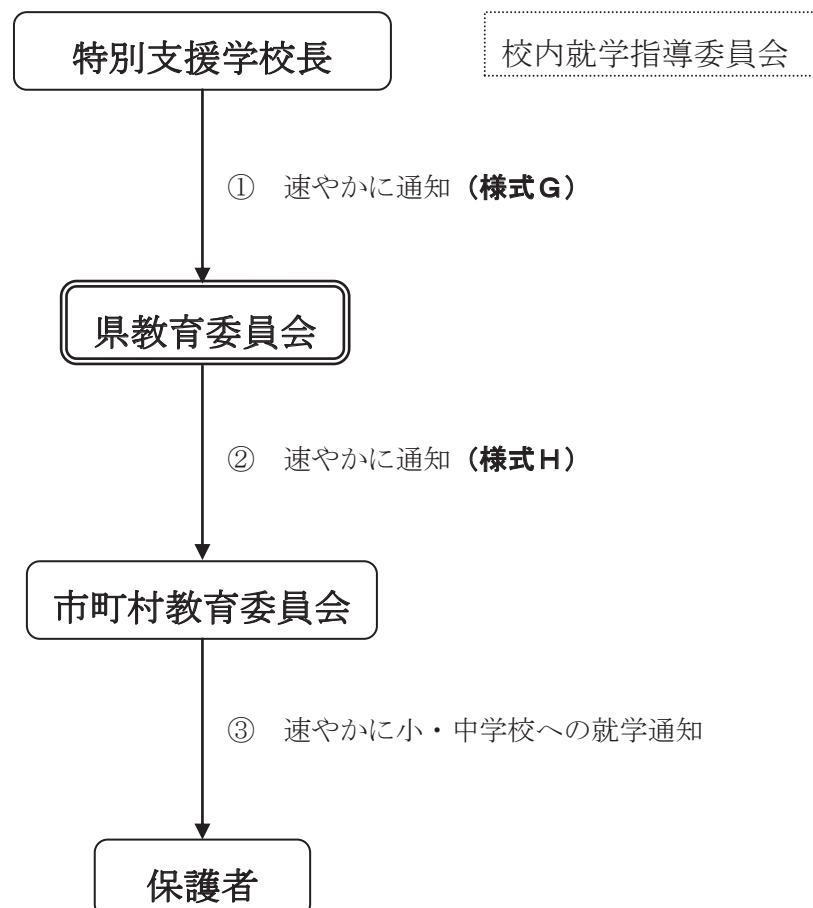
(学校教育法施行令第6条の2第1項)

イ 都道府県の教育委員会は、アの通知を受けた学齢児童生徒について、その学齢児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その者の氏名及び視覚障害者等でなくなった旨を通知しなければならない。

(学校教育法施行令第6条の2第2項)

ウ 市町村の教育委員会は、イの通知を受けた学齢児童生徒について、その保護者に対し、速やかに、小・中学校への就学を通知しなければならない。

(学校教育法施行令第5条、第6条)



② 認定特別支援学校就学者の小・中学校への転学を判断する場合

ア 特別支援学校に在学する児童生徒で、在学する学校の校長が、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況等の変化により、住所の存する市町村の設置する小・中学校に就学することが適当であると思料するものがある場合は、当該校長は、都道府県の教育委員会にその旨を通知しなければならない。

(学校教育法施行令第6条の3第1項)

イ 都道府県の教育委員会は、アの通知を受けた学齢児童生徒について、市町村の教育委員会にその旨及び氏名を通知しなければならない。

(学校教育法施行令第6条の3第2項)

ウ ○市町村の教育委員会が、小・中学校に就学することが適当であると判断した場合

- ・ 市町村の教育委員会は、当該児童生徒を小・中学校に就学することが適当であると判断した場合は、保護者に小・中学校の入学期日等を通知しなければならない。

(学校教育法施行令第5条、第6条)

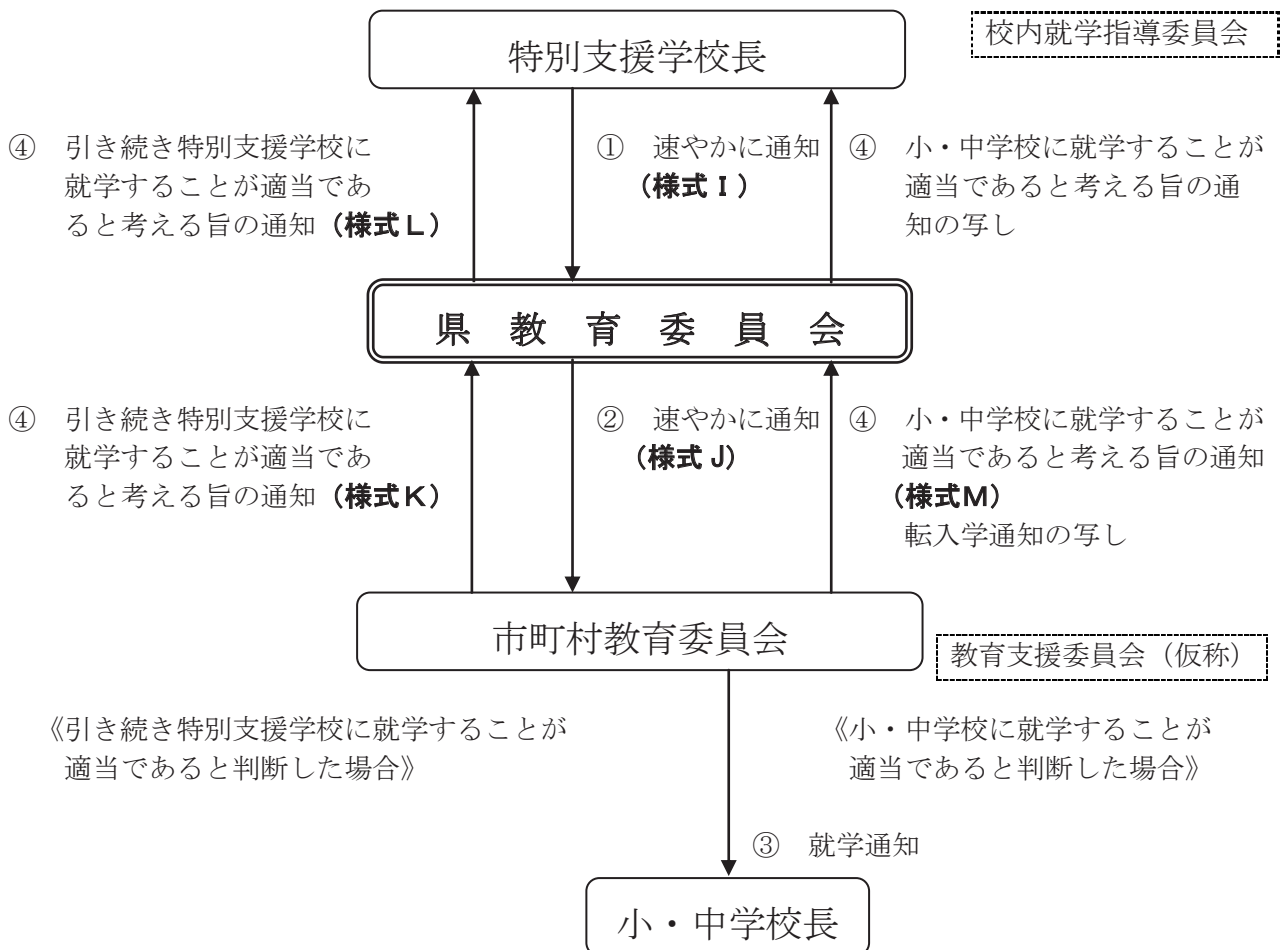
○市町村の教育委員会が、引き続き特別支援学校に就学することが適当であると判断した場合

- ・ 市町村の教育委員会が、引き続き特別支援学校に就学することが適当であると判断した場合は、都道府県の教育委員会に速やかにその旨を通知する。

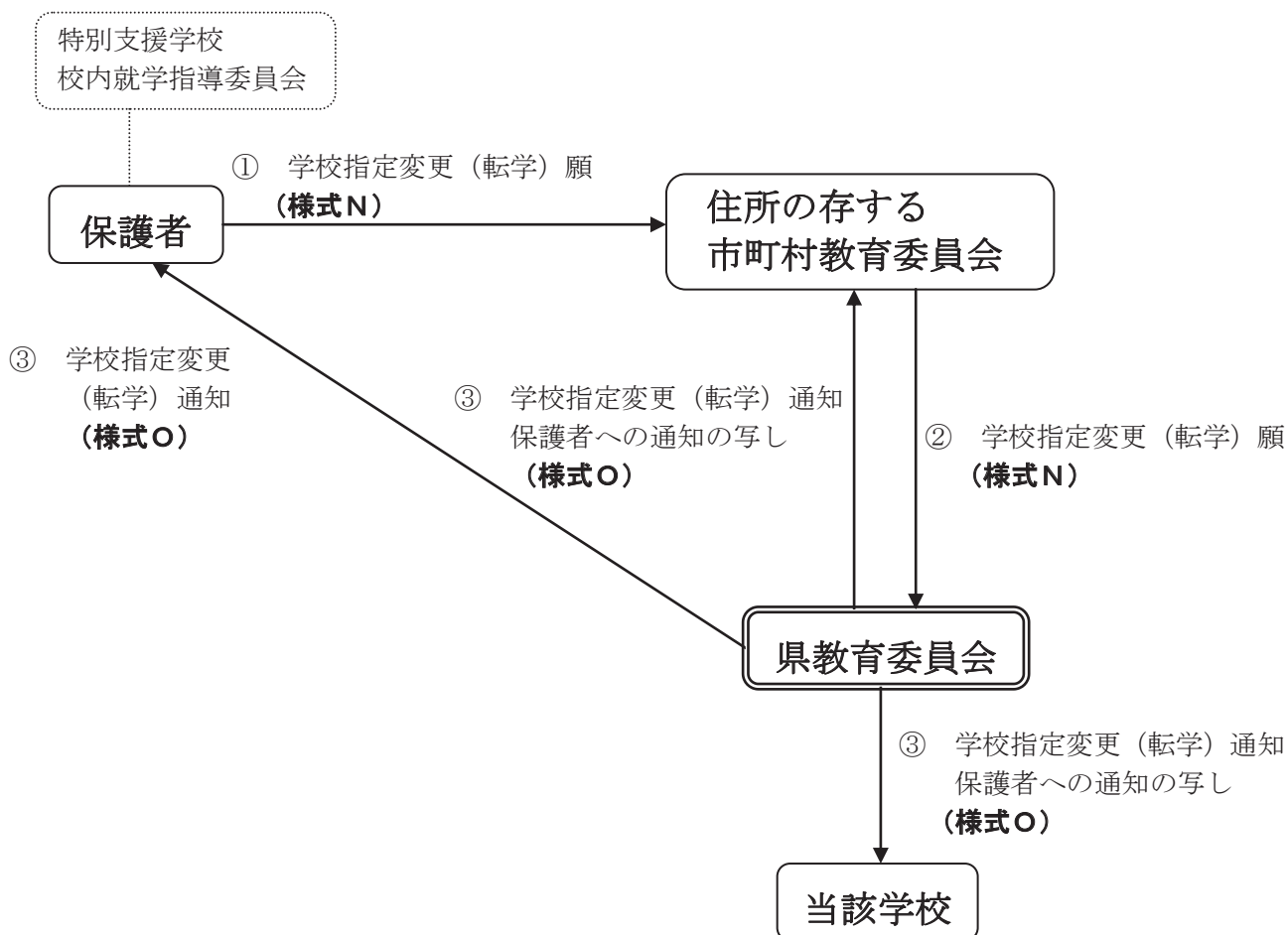
(学校教育法施行令第6条の3第3項)

- ・ 都道府県の教育委員会は、当該特別支援学校長に、速やかに、その旨を通知しなければならない。

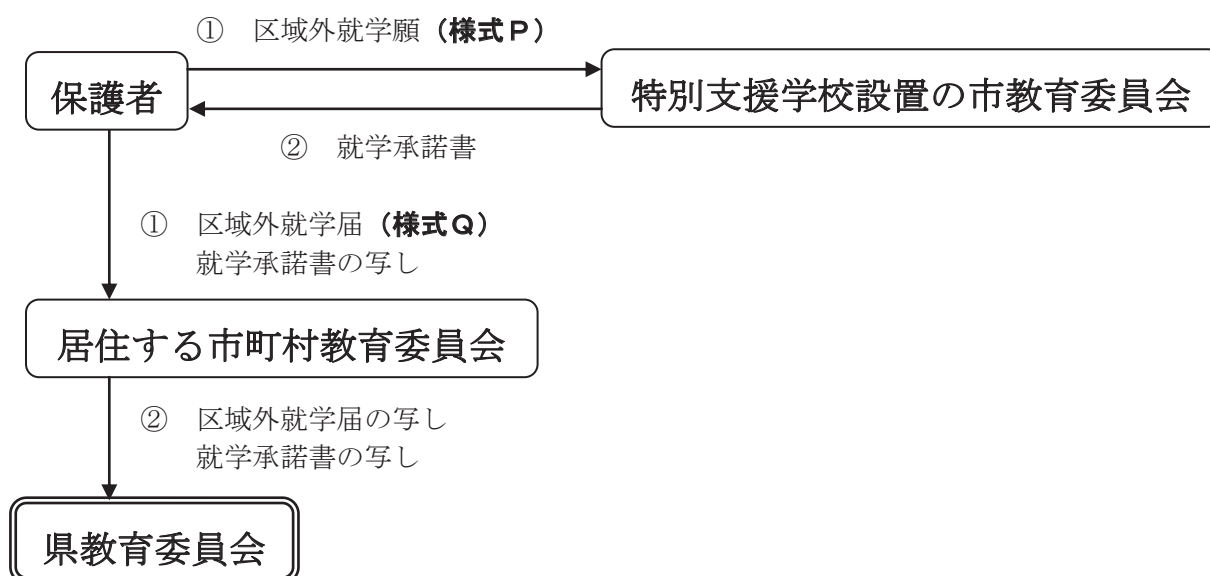
(学校教育法施行令第6条の3第4項)



(3) 県立特別支援学校間及び市立特別支援学校から県立特別支援学校への転学手続き



(4) 県立特別支援学校から市立特別支援学校への転学手続き



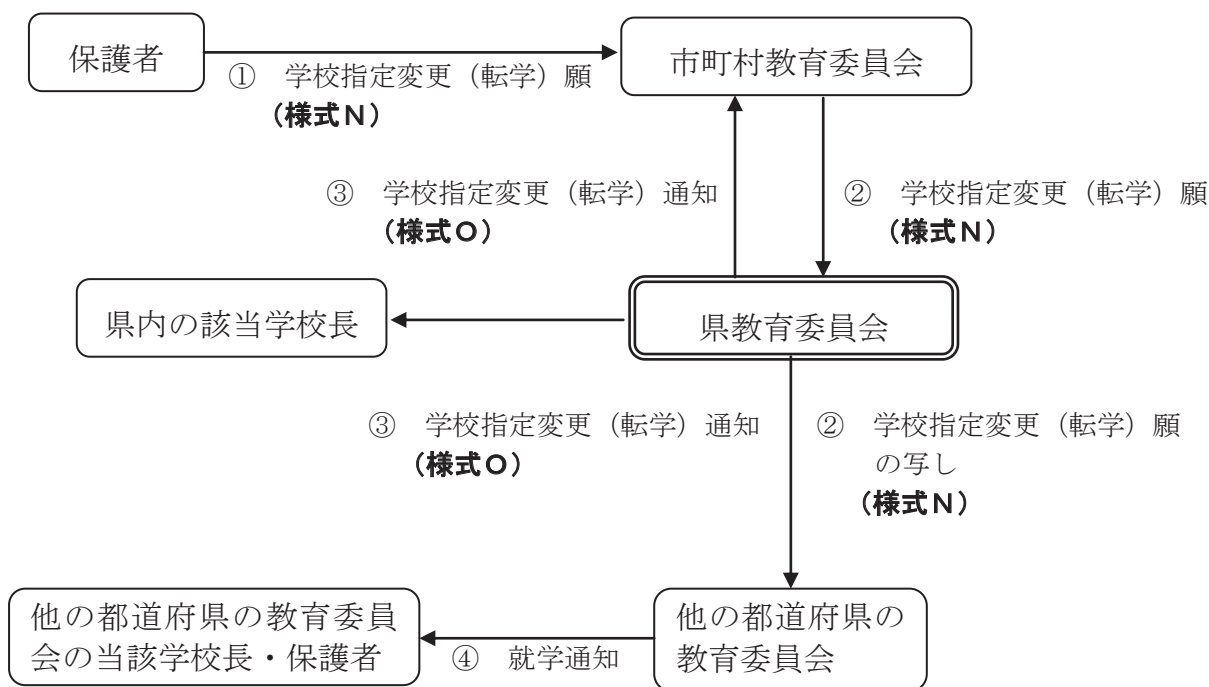
3 他都道府県との就学及び転学手続きについて

※ 他都道府県との就学及び転学手続きについては、県教育委員会と他都道府県教育委員会が確認をしながら進める。

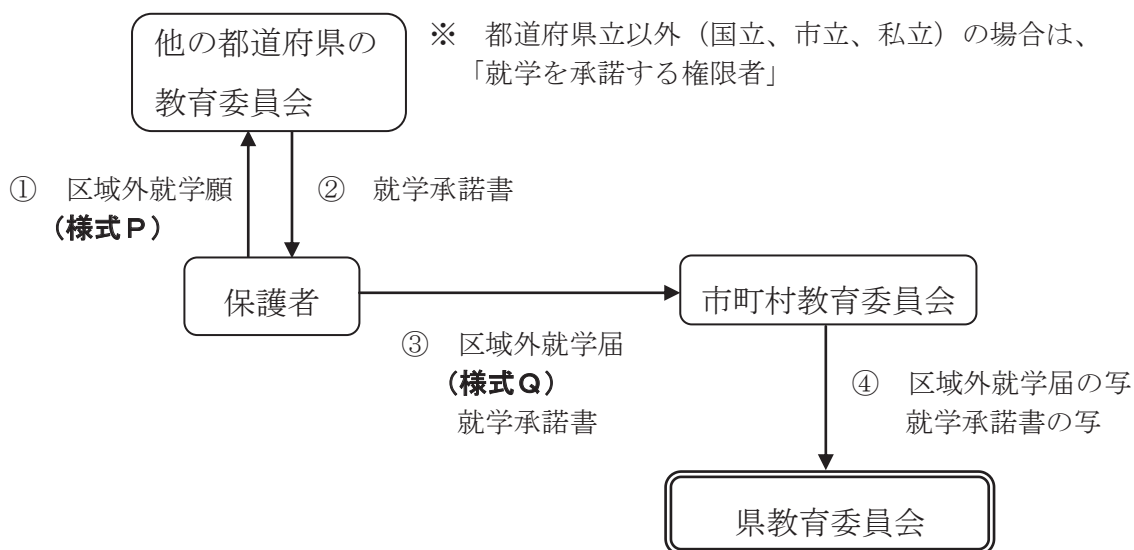
(1) 本県から他都道府県の特別支援学校への就学及び転学

ア 一家転住の場合の転学

(転住先の市町村教育委員会が認定特別支援学校就学者と認定した場合) ※Q&A 8参照



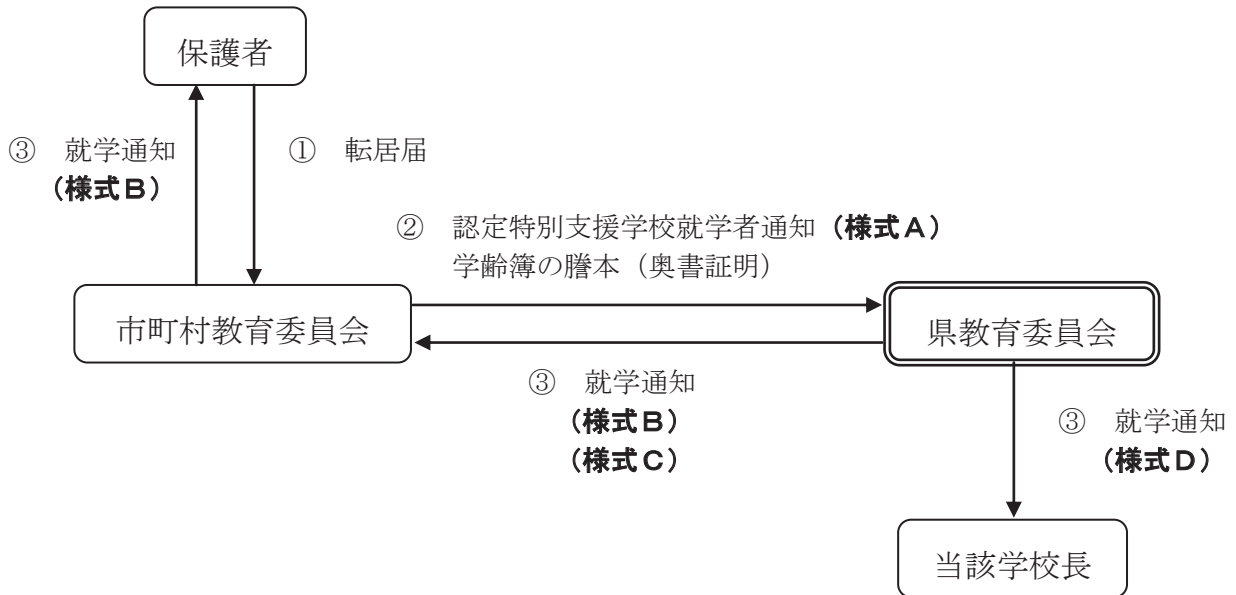
イ 一家転住でない場合の転学



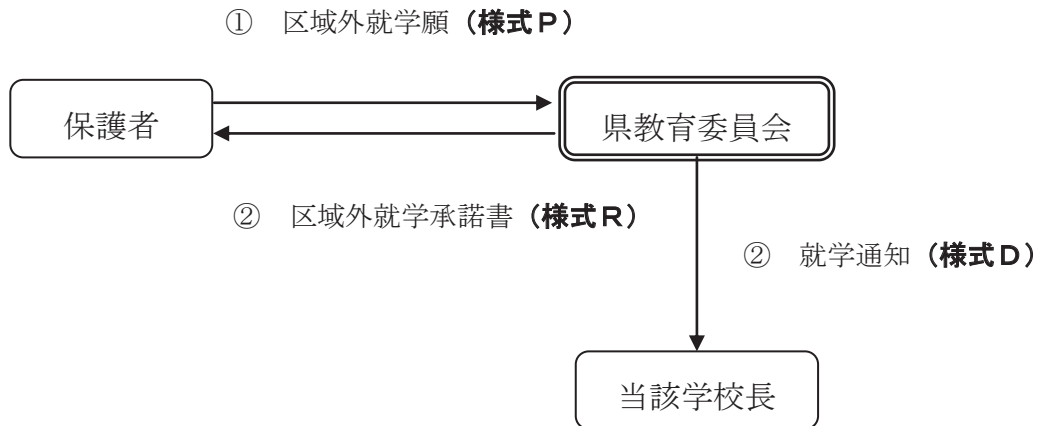
(2) 他都道府県より本県の特別支援学校への就学及び転学

ア 一家転住の場合の転学

(転住先の市町村教育委員会が認定特別支援学校就学者と認定した場合) ※Q&A 8参照

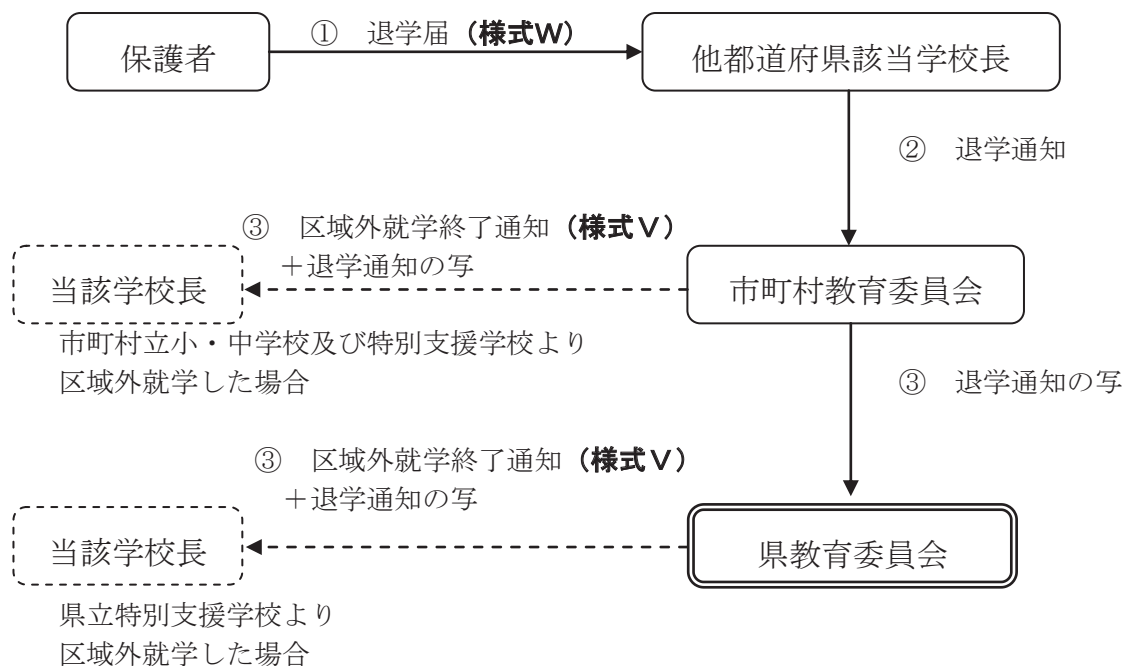


イ 一家転住でない場合の転学



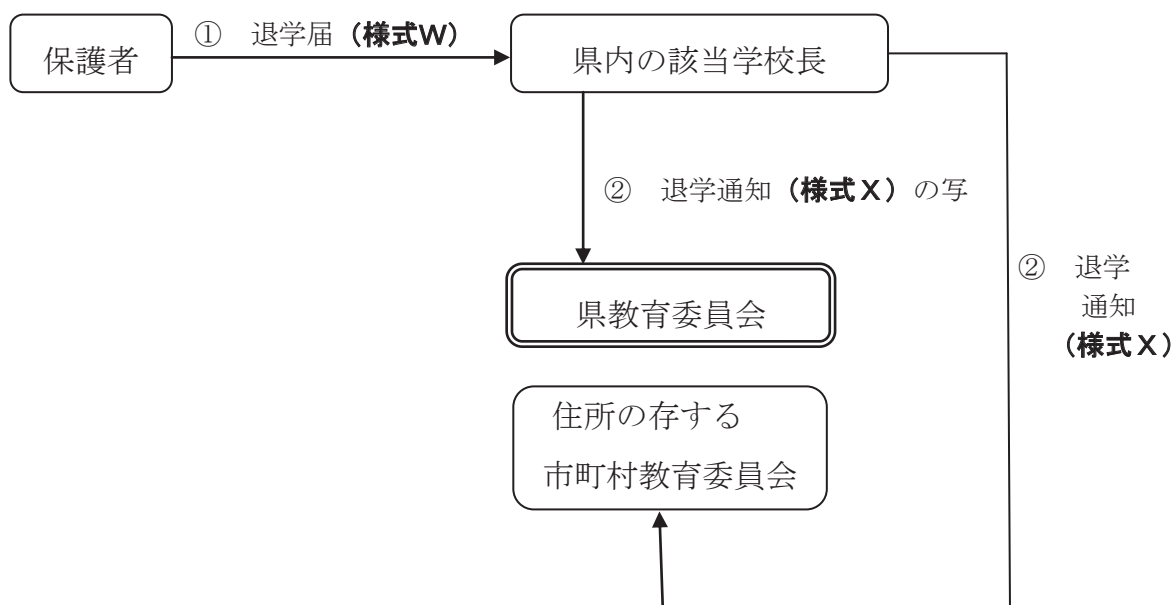
※ 転学等の判断時に市町村教育委員会が児童生徒の最新の状況を正確に把握し、就学相談を行うことが重要となる。

(3) 本県から他都道府県の特別支援学校へ区域外就学した児童生徒の区域外就学終了



※ 市町村教育委員会の判断により、退学後、前籍校に戻らずに別の学校に就学する場合、当該学校長に就学通知をすることとなる。

(4) 他都道府県より本県の特別支援学校へ区域外就学した児童生徒の区域外就学終了



就学猶予・免除

1 考え方

「就学猶予・免除」については、学校教育法第18条に規定されている。

就学猶予・免除とは、子を義務教育諸学校へ就学させなければならない保護者の義務が猶予・免除されることであり、その結果として、憲法第26条に規定されている子の普通教育を受ける権利が喪失することであり、その意味は極めて重大である。

- 平成25年10月4日付け25文科初第756号による初等中等教育局長通知「障害のある児童生徒に対する早期からの一貫した支援について（通知）」では、「治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。」とされている。

2 対象者

就学義務の猶予・免除の対象となりうる者として、学校教育法第18条では、「病弱、発育不全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者」とされている。

- 「病弱、発育不完全」については、特別支援学校における教育に耐えることができない程度としており、より具体的には、治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者を対象としている。
- 「その他やむを得ない事由」としては、次のような場合が認められる。
 - ・ 児童生徒の失踪
 - ・ 児童自立支援施設又は少年院に収容されたとき
 - ・ 帰国児童生徒の日本語の能力が養われるまでの一定期間、適当な機関で日本語の教育を受ける等、日本語の能力を養うのに適当と認められる措置が講ぜられている場合
 - ・ 重国籍者が家庭事情等から客観的に将来外国の国籍を選択する可能性が強いと認められ、かつ、他に教育を受ける機会が確保されていると認められる事由があるとき
 - ・ 低出生体重児等であって、市町村の教育委員会が、当該児童生徒の教育上及び医学上の見地等の総合的な観点から、小学校及び特別支援学校への就学を猶予又は免除することが適当と判断する場合

（文部科学省 「就学事務Q&A」参照）

3 手続き

就学義務の猶予・免除の手続きは、学校教育法施行規則第34条に規定されており、その手続きは、次のとおりである。

- (1) 保護者は、義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願い出なければならない。

なお、この場合、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。

(2) 願い出を受けた市町村の教育委員会は、「教育支援委員会（仮称）」の意見を聞くなどして慎重な審議の結果その可否について判断を行う。

○ 就学義務の猶予又は免除については、保護者からの願い出がない限り、市町村教育委員会は、就学義務の猶予又は免除を行うことはできないこと。また、学齢児童生徒又はその保護者が国外に転出した際には、保護者に就学義務が課されないため、就学義務の猶予又は免除を行う必要がないことに留意しなければならない。

平成23年11月10日 文部科学省初等中等教育企画課教育制度改革室長

「就学義務の猶予又は免除に関する就学事務処理上の留意点について（通知）」

4 事由消滅の場合

就学義務の猶予・免除になっていた者の事由消滅としては、以下のことがある。

- (1) 学齢児童生徒の心身の状態が変化して、就学可能になった場合。
- (2) 学齢児童生徒の方には変化が認められない場合であっても、条件が改善され就学が可能になった場合。
- (3) 自立支援施設、少年院から退院したり、失踪者が発見された場合。

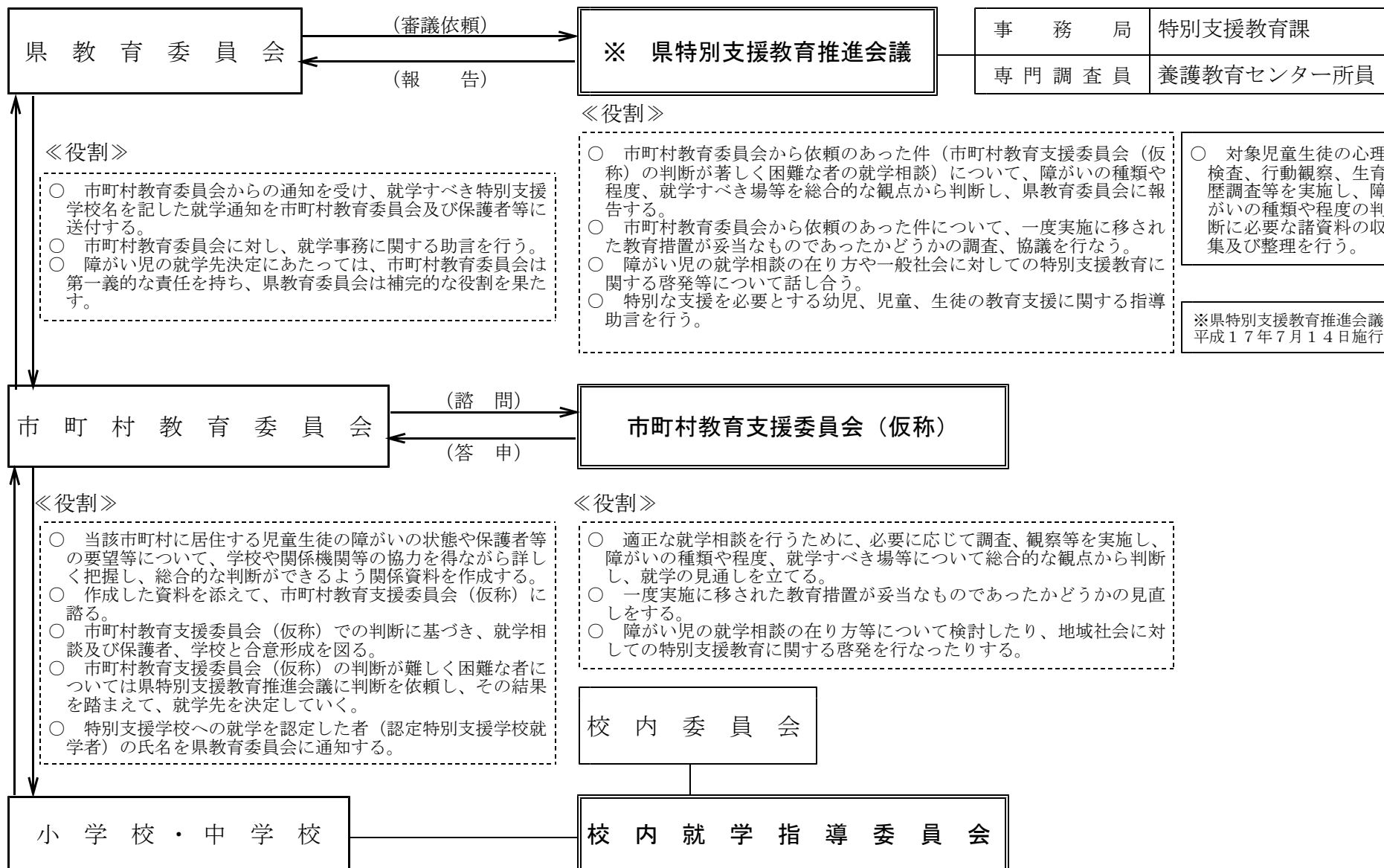
保護者の就学させる義務の猶予・免除の認可を取り消す手続きとしては、保護者からの猶予・免除の事由がなくなった旨の申し出による場合と、保護者からの申し出を待たずに、市町村教育委員会の職権によって取り消す場合とがある。

5 就学猶予・免除の解除者の編入学年

就学義務の猶予・免除の事由が解消して小学校又は中学校に就学する場合、心身の発達状態を考慮して、校長は、年齢相当の学年まで編入することができる（学校教育法施行規則第35条）。ただし、中学校相当の年齢の者は、学校教育法第17条第2項の小学校等の課程を修了した日の翌日以後の学年の初めから中学校等に就学させると規定しており、小学校等を卒業していない者は、中学校等に編入できない。

県特別支援教育推進会議、市町村教育支援委員会（仮称）の役割及び関係図

資料4



関係法令（抜粋）

1 日本国憲法

【 教育を受ける権利と受けさせる義務 】

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

2 教育基本法

【 教育の機会均等 】

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

3 学校教育法

【 普通教育の義務 】

第16条 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に9年の普通教育を受けさせる義務を負う。

【 就学義務 】

第17条 保護者は、子の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満15歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

② 保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから満15歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

③ 前2項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。

【 病弱等による就学義務の猶予又は免除 】

第18条 前条第1項又は第2項の規定によって、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第1項又は第2項の義務を猶予又は免除することができる。

【 （特別支援学校）目的 】

第72条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

【 目的の明示 】

第73条 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

【 助言又は援助 】

第74条 特別支援学校においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

【 障害の程度 】

第75条 第72条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

※ 政令の定めとは、学校教育法施行令第22条の3

【 特別支援学校の設置義務 】

第80条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第75条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

【 特別支援学級 】

第81条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
 - 二 肢体不自由者
 - 三 身体虚弱者
 - 四 弱視者
 - 五 難聴者
 - 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの
- ③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

4 学校教育法施行令

【学齢簿の編製】

第1条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法（以下「法」という。）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。）について、学齢簿を編製しなければならない。

2 前項の規定による学齢簿の編製は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行なうものとする。

3 （条文省略）

4 （条文省略）

第2条 市町村の教育委員会は、毎学年の初めから五月前までに、文部科学省令で定める日現在において、当該市町村に住所を有する者で前学年の初めから終わりまでの間に満六歳に達する者について、あらかじめ、前条第1項の学齢簿を作成しなければならない。この場合においては、同条第2項から第四項までの規定を準用する。

【入学期日等の通知、学校の指定】

第5条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第17条第1項又は第2項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第22条の3の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第7号、第6条の3第1項、第7条及び第8条において同じ。）が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定

者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

3 前2項の規定は、第9条第1項又は第17条の届出のあった就学予定者については、適用しない。

第6条 前条の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同条第1項中「翌学年の初めから二月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

一 就学予定者で前条第1項に規定する通知の期限の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載されたもの又は学齢児童若しくは学齢生徒でその住所地の変更により当該学齢簿に新たに記載されたもの（認定特別支援学校就学者及び当該市町村の設置する小学校又は中学校に在学する者を除く。）

二 次条第2項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒

三 第6条の3第2項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（同条第3項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）

四 第10条又は第18条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（認定特別支援学校就学者を除く。）

五 第12条第1項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第3項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）

六 第12条の2第1項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第3項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）

七 小学校又は中学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校又は中学校を変更する必要を生じた児童生徒等

第6条の2 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等でなくなったものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び視覚障害者等でなくなった旨を通知しなければならない。

第6条の3 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒でその障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するもの（視覚障害者等でなくなった者を除く。）があるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び同項の通知があった旨を通知しなければならない。

3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、都道府県の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

4 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、第1項の校長に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

第6条の4 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、中学校又は中等教育学校に在学するもののうち視覚障害者等でなくなったものがあるときは、その在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

【 区域外就学等 】

第9条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

第10条 学齢児童及び学齢生徒でその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校若しくは中学校又は中等教育学校に在学するものが、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の全課程を修了する前に退学したときは、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

【 特別支援学校への就学についての通知 】

第11条 市町村の教育委員会は、第2条に規定する者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の通知をするときは、都道府県の教育委員会に対し、同項の通知に係る者の学齢簿の謄本を送付しなければならない。

3 前2項の規定は、第9条第1項又は第17条の届出のあった者については、適用しない。

第11条の2 前条の規定は、小学校に在学する学齢児童のうち視覚障害者等で翌学年の初めから特別支援学校の中学部に就学させるべき者として認定特別支援学校就学者の認定をしたものについて準用する。

第11条の3 第11条の規定は、第2条の規定により文部科学省令で定める日の翌日

以後の住所地の変更により当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載された児童生徒等のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第11条第1項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「翌学年の初めから三月前までに（翌学年の初日から三月前の応ずる日以後に当該学齢簿に新たに記載された場合にあっては、速やかに）」と読み替えるものとする。

- 2 第11条の規定は、第10条又は第18条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第11条第1項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

第12条 小学校、中学校又は中等教育学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等になったものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

- 2 第11条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第1項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めるときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

第12条の2 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、中学校又は中等教育学校に在学するもののうち、その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によりこれらの小学校、中学校又は中等教育学校に就学させることが適当でなくなったと思料するものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

- 2 第11条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第1項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めるときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

【学齢簿の加除訂正の通知】

第13条 市町村の教育委員会は、第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び前条第2項において準用する場合を含む。）の通知に係る児童生徒等について第3条の規定による加除訂正をしたときは、速やかに、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

【 区域外就学等の届出の通知 】

第13条の2 市町村の教育委員会は、第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知に係る児童生徒等について、その通知の後に第9条第1項又は第17条の届出があったときは、速やかに、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

【 特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定 】

第14条 都道府県の教育委員会は、第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等及び特別支援学校の新設、廃止等によりその就学させるべき特別支援学校を変更する必要を生じた児童生徒等について、その保護者に対し、第11条第1項（第11条の2において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等にあつては翌学年の初めから二月前までに、その他の児童生徒等にあつては速やかに特別支援学校の入学期日を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の設置する特別支援学校が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定しなければならない。

3 前2項の規定は、前条の通知を受けた児童生徒等については、適用しない。

第15条 都道府県の教育委員会は、前条第1項の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校の校長及び当該児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前条第2項の規定により当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定したときは、前項の市町村の教育委員会に対し、同項に規定する事項のほか、その指定した特別支援学校を通知しなければならない。

第16条 都道府県の教育委員会は、第14条第2項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した特別支援学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者並びに前条の通知をした特別支援学校の校長及び市町村の教育委員会に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した特別支援学校の校長に対し、同条第1項の通知をしなければならない。

【 区域外就学等 】

第17条 児童生徒等のうち視覚障害者等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする特別支援学校が他の都道府県の設置するものであるときは当該都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

第18条 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等でその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に在学するものが、特別支援学校の小学部

又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、当該特別支援学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

【 保護者及び視覚障害等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取 】

第 1 8 条の 2 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第 5 条（第 6 条（第 2 号を除く。）において準用する場合を含む。）又は第 1 1 条第 1 項（第 1 1 条の 2、第 1 1 条の 3、第 1 2 条第 2 項及び第 1 2 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

【 全課程修了者の通知 】

第 2 2 条 小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、毎学年の終了後、速やかに、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の全課程を修了した者の氏名をその者の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

【 視覚障害者等の障害の程度 】

第 2 2 条の 3 法第 7 5 条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

※ 表は、P. 47「特別支援教育と多様な学びの場」（* 4）に掲載。

5 学校教育法施行規則

【 学齢簿の作成 】

第 3 1 条 学校教育法施行令第 2 条の規定による学齢簿の作成は、十月一日現在において行うものとする。

【 就学義務の猶予又は免除等 】

第 3 4 条 学齢児童又は学齢生徒で、学校教育法第 1 8 条 に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願い出なければならない。この場合においては、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。

第 3 5 条 学校教育法第十八条 の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子について、当該猶予の期間が経過し、又は当該猶予若しくは免除が取り消されたときは、校長は、当該子を、その年齢及び心身の発達状況を考慮して、相当の学年に編入することができる。

【 障害に応じた特別の教育課程（通級による指導） 】

第140条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

【 障害に応じた特別の教育課程（他校通級） 】

第141条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

6 学校保健安全法

【 就学時の健康診断 】

第11条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、学校教育法第17条第1項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなければならない。

第12条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第17条第1項に規定する義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。

【 児童生徒等の健康診断 】

第13条 学校においては、毎学年定期的に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

- 2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

7 学校保健安全法施行令

【 就学時の健康診断の時期 】

第1条 学校保健安全法（昭和33年法律第56号。以下「法」という。）第11条の健康診断（以下「就学時の健康診断」という。）は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第2条の規定により学齢簿が作成された後翌学年の初めから四月前（同令第5条、第7条、第11条、第14条、第15条及び第18条の2に規定する就学に関する手続の実施に支障がない場合にあつては、三月前）までの間に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村の教育委員会は、同項の規定により定めた就学時の健康診断の実施日の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに就学予定者（学校教育法施行令第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下この項において同じ。）が記載された場合において、当該就学予定者が他の市町村の教育委員会が行う就学時の健康診断を受けていないときは、当該就学予定者について、速やかに就学時の健康診断を行うものとする。

【 検査の項目 】

第2条 就学時の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 栄養状態
- 二 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 三 視力及び聴力
- 四 眼の疾病及び異常の有無
- 五 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 六 歯及び口腔の疾患及び異常の有無
- 七 その他の疾病及び異常の有無

【 保護者への通知 】

第3条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、就学時の健康診断を行うに当たって、あらかじめ、その日時、場所及び実施の要領等を法第11条に規定する者の学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者（以下「保護者」という。）に通知しなければならない。

【 就学時健康診断票 】

第4条 市町村の教育委員会は、就学時の健康診断を行ったときは、文部科学省令で定める様式により、就学時健康診断票を作成しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、翌学年の初めから十五日前までに、就学時健康診断票を就学時の健康診断を受けた者の入学する学校の校長に送付しなければならない。

8 学校保健安全法施行規則

【（就学時の健康診断）方法及び技術的基準】

第3条 法第11条の健康診断の方法及び技術的基準は、次の各号に掲げる検査の項目につき、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 栄養状態は、皮膚の色沢、皮下脂肪の充実、筋骨の発達、貧血の有無等について検査し、栄養不良又は肥満傾向で特に注意を要する者の発見につとめる。
- 二 脊柱の疾病及び異常の有無は、形態等について検査し、側弯症等に注意する。
- 三 胸郭の異常の有無は、形態及び発育について検査する。
- 四 視力は、国際標準に準拠した視力表を用いて左右各別に裸眼視力を検査し、眼鏡を使用している者については、当該眼鏡を使用している場合の矯正視力についても検査する。
- 五 聴力は、オーディオメータを用いて検査し、左右各別に聴力障害の有無を明らかにする。
- 六 眼の疾病及び異常の有無は、感染性眼疾患その他の外眼部疾患及び眼位の異常等に注意する。
- 七 耳鼻咽喉頭疾患の有無は、耳疾患、鼻・副鼻腔疾患、口腔咽喉頭疾患及び音声言語異常等に注意する。
- 八 皮膚疾患の有無は、感染性皮膚疾患、アレルギー疾患等による皮膚の状態に注意する。
- 九 歯及び口腔の疾病及び異常の有無は、齲歯、歯周疾患、不正咬合その他の疾病及び異常について検査する。
- 十 その他の疾病及び異常の有無は、知能及び呼吸器、循環器、消化器、神経系等について検査するものとし、知能については適切な検査によって知的障害の発見につとめ、呼吸器、循環器、消化器、神経系等については臨床医学的検査その他の検査によって結核疾患、心臓疾患、腎臓疾患、ヘルニア、言語障害、精神神経症その他の精神障害、骨、関節の異常及び四肢運動障害等の発見につとめる。

【就学時健康診断票】

第4条 学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号。以下「令」という。）

第4条第1項に規定する就学時健康診断票の様式は、第一号様式とする。

【事後措置】

第9条 学校においては、法第13条第1項の健康診断を行ったときは、21日以内にその結果を幼児、児童又は生徒にあっては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）に、学生にあっては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第14条の措置をとらなければならない。

- 一 疾病の予防処置を行うこと。
- 二 必要な医療を受けるよう指示すること。

- 三 必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。
 - 四 療養のため必要な期間学校において学習しないよう指導すること。
 - 五 特別支援学級への編入について指導及び助言を行うこと。
 - 六 学習又は運動・作業の軽減、停止、変更等を行うこと。
 - 七 修学旅行、対外運動競技等への参加を制限すること。
 - 八 机又は腰掛の調整、座席の変更及び学級の編制の適正を図ること。
 - 九 その他発育、健康状態等に応じて適当な保健指導を行うこと。
- 2 前項の場合において、結核の有無の検査の結果に基づく措置については、当該健康診断に当たった学校医その他の医師が別表第一（省略）に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせて決定する指導区分に基づいて、とるものとする。

25文科初第655号
平成25年9月1日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条 殿
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人特別支援教育総合研究所理事長

文部科学事務次官
山中 伸一
(印影印刷)

学校教育法施行令の一部改正について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（以下「改正令」という。）が閣議決定され、平成25年8月26日付けをもって政令第244号として公布されました。その改正の趣旨及び内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処くださるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、改正の趣旨及び内容等について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（以下「報告」という。）において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものであること。

なお、報告においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報

提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられるものであること。

第2 改正の内容

視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。以下同じ。）の就学に関する手続について、以下の規定の整備を行うこと。

1 就学先を決定する仕組みの改正（第5条及び第11条関係）

市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。

また、市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから3月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること。

2 障害の状態等の変化を踏まえた転学（第6条の3及び第12条の2関係）

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行うこと。

3 視覚障害者等による区域外就学等（第9条、第10条、第17条及び第18条関係）

視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。また、視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大（第18条の2関係）

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

5 施行期日（附則関係）

改正令は、平成25年9月1日から施行すること。

第3 留意事項

- 1 平成23年7月に改正された障害者基本法第16条においては、障害者の教育に関する以下の規定が置かれているところであり、障害のある児童生徒等の就学に関する手続については、これらの規定を踏まえて対応する必要があること。特に、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取は、市町村の教育委員会において、当該視覚障害者等が認定特別支援学校就学者に当たるかどうかを判断する前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

【参考：障害者基本法（抄）】

（教育）

- 第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
 - 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。
 - 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。
-
- 2 以上のほか、障害のある児童生徒等の就学に関する手続に関しては、報告において、「現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。」との提言がなされており、この点についても留意する必要があること。

25文科初第756号
平成25年10月4日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

殿

文部科学省初等中等教育局長
前川 喜平

(印影印刷)

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成24年7月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成25年9月1日付け25文科初第655号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成14年5月27日付け14文科初第291号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう

にするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の2に規定する程度のもののうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては2（2）と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

3 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であること。

Q 1 これまでの「認定就学者」と新たに示された「認定特別支援学校就学者」とはどのように違うのですか。

A 1

従前の「認定就学者」とは、学校教育法施行令第22条の3に該当し特別支援学校へ就学すべき児童生徒でも、市町村教育委員会が小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認められていた者のことですが、今回の学校教育法施行令の一部改正により「認定就学者」についての規定は廃止されました（P. 97参照）。

また、「認定特別支援学校就学者」とは、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度の者のうち、市町村教育委員会が総合的な観点から判断し、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいいます。

したがって、特別支援学校へ就学する児童生徒は、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいがあることが必要条件であり、その上で、市町村教育委員会が特別支援学校で学ぶことが適当と認定した者となります。

Q 2 認定特別支援学校就学者通知の提出について留意する点はどのようなことですか。

A 2 新就学児の認定特別支援学校就学者通知書（様式A）は、12月末までに、県教育委員会へ提出することとなっています。例年2月から3月に提出となる市町村もあり、保護者や特別支援学校から問い合わせがあります。やむを得ず提出が遅れる場合は、保護者や入学予定校等へ連絡を入れておくといよいでしょう。

しかし、就学先の決定に当たっては、提出期限によって話し合いを打ち切るような方法はとらず、保護者との話し合いの時間を十分にとって慎重に進めることを大切にしてください。

Q 3 特別支援学校に転学する児童生徒については、どのような手続きが必要ですか。

A 3 在籍する小・中学校長から、市町村教育委員会へ認定特別支援学校就学者通知書（様式F）を提出します。市町村教育委員会は、認定特別支援学校就学者通知書（様式A）に学齢簿の謄本を添え、県教育委員会へ提出します（P. 14参照）。

文書提出の際、文書の日付は、転入日より前にしてください。

なお、事前に特別支援学校と十分に連絡を取り、転入日を決めてください。

金曜日で学校を去った場合、日曜日を除籍日、月曜日を転入日とするなどの点についても留意してください（参考：「指導要録記入の手引き」平成23年3月発行）。

Q 4 転居後も同一の特別支援学校に在籍することになった場合、どのような手続きが必要ですか。

A 4 転住先の市町村教育委員会は、県教育委員会へ学齢簿の加除訂正通知を提出します。また、前の住所のあった市町村教育委員会へ、学齢簿に記載した旨、通知する必要があります。前の住所地の市町村教育委員会では、この通知を確認してから、異動事項欄に転出先及び転出年月日を記入し別冊として編綴するようにします。

転住先の市町村では、住民課の窓口と教育委員会との連絡を密にし、児童生徒の在籍する学校を確認するなど、間違いのないよう事務手続きをするようにしてください。定期的に学齢簿の照合を行うなどして、確認しておくことも大切です。

特に、児童生徒が施設入所している事例では、留意が必要です。

Q 5 特別支援学校の小学部に在籍している児童が、小学部を修了する場合には、どのような手続きが必要ですか。

A 5 特別支援学校に在籍している児童が、小学部修了後も同一の特別支援学校中学部へ進学する場合は、事務手続きの簡略化のため、新たに認定特別支援学校就学者通知書（様式A）を提出する手続きは行わなくてもかまいません。

しかし、市町村内に住所のある児童の就学状況を確認しておくことが大切です。在籍している特別支援学校へ文書によって確認をしておく必要があります。

ただし、特別支援学校分校から本校への進学の際（聾学校の各分校が該当します）は、学校指定変更の手続きがありますので、保護者と連絡を密にして、手続きを行ってください。

Q 6 特別支援学校に在籍している児童生徒（認定特別支援学校就学者）が、小・中学校へ、転学する場合、どのような手続きが必要ですか。

A 6 転学の際には、2通りの転学手続きが考えられます。

(1) 特別支援学校での学習の成果等から障がいの程度が、学校教育法施行令22条の3に該当する者でなくなった場合（P. 15参照）

この場合は、特別支援学校の校内就学指導委員会の判断により、特別支援学校長から視覚障がい者等でなくなった者の通知（様式G）が県教育委員会へ出されます。これを受けて県教育委員会では、各市町村教育委員会へ視覚障がい者等でなくなった者の通知（様式H）をします。市町村教育委員会は、速やかに小・中学校への就学通知を出さなければなりません。

(2) 障がいの程度は、特別支援学校へ就学するのが適当な程度ではあるが、障がい等の変化や教育環境の整備等により、小・中学校への就学ができると、特別支援学校長が思料する場合（P. 16参照）

この場合は、特別支援学校長より、県教育委員会へ小・中学校に就学することが適当であるとする旨の通知（様式I）が提出されますので、手続きを進めます。

市町村教育委員会は、教育支援委員会（仮称）の意見や保護者の意見を聞くなどして、総合的に判断し、就学先を決定する必要があります。

また、受け入れ先の小中学校との連絡調整をし、適切な就学の場を決定するようにしてください。

そして、就学先が決定しましたら、県教育委員会へ通知（様式Kまたは様式M）してください。

Q 7 特別支援学校に入学・転学する児童生徒の教育相談について留意する点はどのようなことですか。

A 7 認定特別支援学校就学者は、事前に該当特別支援学校で教育相談を受けることとしています。特別支援学校では、9月に次年度の学級編成を検討するため、特別支援学校の就学を考えている場合、8月末までに教育相談を受けていただくと、子供たちの状況が把握できますので、早めに相談を受けていただくことが望ましいです。その後も随時教育相談は受け付けています。

Q 8 他の都道府県から転住してきた児童生徒の入学先はどのようにして決めればよいのですか。

A 8 転住してきた児童生徒の就学先を決定するのは、転住先の市町村教育委員会です。市町村教育委員会は教育支援委員会（仮称）の意見を聞くとともに、保護者の意見を聞いて就学先を決定します。また、その際、保護者の了解を得て、前籍校から資料を提供してもらい判断の材料とすることがよいでしょう。

Q 9 施設入所に伴う特別支援学校への転学の際に留意する点はどのようなことですか。

A 9 特別支援学校への転学は、施設への入所とは別に就学先の判断をする必要があります。児童生徒の障がいの状態や程度について資料を整え、教育支援委員会（仮称）の判断や保護者の意見を基に、適切な就学先を決定する必要があります。

入所したからといって、即、隣接する特別支援学校に転学ということではありません。児童相談所等と連携を密にし、適正な就学手続きを進めるようにしてください。

Q 10 小学校の通常の学級に在籍する学校教育法施行令 22 条の 3 に該当する児童が、他の市町村に転出する場合には、どのようにすればよいですか。

A 10 A 市の小学校に在籍する児童が、B 市に転出する場合、B 市がその児童の就学先の判断をすることとなります。B 市は、保護者や専門家からの意見を聴取し、障がいの状態や必要な支援の内容、地域の体制の整備等を踏まえ、その児童にとって適切な就学先について総合的に判断する必要があります。

Q 11 特別支援学校の学校指定変更をする場合は、どのような点に留意する必要がありますか。

A 11 県立の特別支援学校は、現在、1 種類の障がいに対応する学校となっています。したがって、障がいの違う学校への指定変更は、該当する障がいの就学が適当という判断が出ているのかどうか確認して慎重に進める必要があります。

Q 12 「個別の教育支援計画」を活用した就学支援はどのように進めればよいですか。

A 12 「個別の教育支援計画」は、就学予定者に対し、それまでの支援の内容、教育的ニーズや必要となる支援等について整理し、就学先の学校に引き継ぐものです。保護者や専門機関等の参加を得て幼稚園等で作成されている計画をふまえ、当該児童生徒に必要な教育支援を整理し、就学先の検討の際に活用することが大切です。

Q 13 「就学先決定後も柔軟に就学先を見直していく」ことにより、就学先の学校間の異動が頻繁になってもよいのですか。

A13 小学校就学時に決めた就学先に固執するものではなく、子供の変動するニーズへの対応を意識して、就学先を決めてほしいということであり、頻繁に学校間の異動を行うというものではないことに留意してください。

Q14 今回の学校教育法施行令の一部改正で、保護者や専門家への意見聴取の機会が拡大されましたが、具体的にどのようなときに行わなければならないのですか。

A14 これまでは、小学校新1年生に就学する際に、意見聴取をすることが義務付けられていましたが、今回の改正で、小学校から特別支援学校中学部、特別支援学校小学部から中学校への進学時や転学時にも行うこととなりました。

意見聴取の方法としては、4月に新入学してくる子供たちについて専門家等から意見を聴取する場において併せて意見を聴取する、就学相談の際に保護者の意見を聞くなど、可能な範囲で正確な情報が収集・分析されるよう対応することが必要となります。

Q15 東日本大震災における福島第一原子力発電所事故により避難している児童生徒の転学の際に留意する点はどのようなことですか。

A15 原発避難者特例法においては、文部科学省から平成23年11月18日付け事務連絡の「教育事務に係る留意点」を受けて、避難先の市町村で学齢簿を編制することとなっています。

就学や転学の手続きについては、避難先と避難元の市町村が学齢簿の作成について確認の上、事務手続きを行ってください。ただし、避難先の変更や住所の移動等、様々なケースが考えられますので、児童生徒の転学の情報が入りましたら、市町村教育委員会間での情報の共有をお願いします。また、手続きについて迷う場合は、県教育委員会までご連絡ください。

参考：平成23年8月31日 文部科学省初等中等教育局中等教育企画課 児童生徒課
スポーツ・青少年局学校健康教育課

「東日本大震災により被災した児童生徒等に関する就学事務処理上の留意点について」
平成23年11月18日 文部科学省初等中等教育局中等教育企画課 児童生徒課
特別支援教育課 スポーツ・青少年局学校健康教育課

事務連絡「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に退所するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に基づく事務処理の特例について（教育事務に係る留意点）」

Q16 今後、すべての子供が小・中学校で学ぶようになるのですか。

A16 障がいのある子供とない子供が同じ地域でできるだけ共に学ぶことを目指すことは大切ですが、その前提としてそれぞれの子供が授業内容がわかり、学習に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかがとても大切になります。あくまでもその子供が十分な教育を受けられる学びの場はどこかを十分に検討する必要があります。

Q17 「教育支援資料」では、就学先決定に当たって「本人・保護者の意向を最大限に尊重する」とされていますが、そのことをどうとらえればよいのですか。

A17 保護者の意向を最大限尊重するということと、そのことにより就学先が決定することとは別のこととなります。市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分な情報提供をしつつ、可能な限りその意向を尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが大切になります。保護者の思いを受け止めながら、本人に必要な支援について、共通認識を図っていくことが重要です。

Q18 市町村は「就学指導委員会」を「教育支援委員会（仮称）」に名称変更しなければならないのですか。

A18 名称変更を義務付けるものではありません。しかし、就学先の決定のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、これまでの就学指導委員会の機能を拡充することが必要となります。（具体的な機能拡充の内容についてはP. 4参照）

Q19 通常の学級で学ぶ学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度の児童生徒は、特別支援教育就学奨励費の支給対象となっていますが、「認定就学者」の規定が廃止されたことで、今後、支給対象の認定はどのようにして判断されるのですか。

A19 学校教育法施行令第22条の3に該当するかどうかは、市町村教育委員会が個別に判断するものです。市町村教育委員会が学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度であると判断した児童生徒が、小・中学校の通常の学級に在籍する場合は、特別支援教育就学奨励費の支給対象となります。今回の一部改正により、「認定就学者」の規定が廃止されても支給対象となることに変わりはありません。

Q 1 これまでの「認定就学者」と新たに示された「認定特別支援学校就学者」とはどのように違うのですか。

A 1

従前の「認定就学者」とは、学校教育法施行令第22条の3に該当し特別支援学校へ就学すべき児童生徒でも、市町村教育委員会が小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認められていた者のことですが、今回の学校教育法施行令の一部改正により「認定就学者」についての規定は廃止されました（P. 97参照）。

また、「認定特別支援学校就学者」とは、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度の者のうち、市町村教育委員会が総合的な観点から判断し、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいいます。

したがって、特別支援学校へ就学する児童生徒は、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいがあることが必要条件であり、その上で、市町村教育委員会が特別支援学校で学ぶことが適当と認定した者となります。

Q 2 認定特別支援学校就学者通知の提出について留意する点はどのようなことですか。

A 2 新就学児の認定特別支援学校就学者通知書（様式A）は、12月末までに、県教育委員会へ提出することとなっています。例年2月から3月に提出となる市町村もあり、保護者や特別支援学校から問い合わせがあります。やむを得ず提出が遅れる場合は、保護者や入学予定校等へ連絡を入れておくといよいでしょう。

しかし、就学先の決定に当たっては、提出期限によって話し合いを打ち切るような方法はとらず、保護者との話し合いの時間を十分にとって慎重に進めることを大切にしてください。

Q 3 特別支援学校に転学する児童生徒については、どのような手続きが必要ですか。

A 3 在籍する小・中学校長から、市町村教育委員会へ認定特別支援学校就学者通知書（様式F）を提出します。市町村教育委員会は、認定特別支援学校就学者通知書（様式A）に学齢簿の謄本を添え、県教育委員会へ提出します（P. 14参照）。

文書提出の際、文書の日付は、転入日より前にしてください。

なお、事前に特別支援学校と十分に連絡を取り、転入日を決めてください。

金曜日で学校を去った場合、日曜日を除籍日、月曜日を転入日とするなどの点についても留意してください（参考：「指導要録記入の手引き」平成23年3月発行）。

Q 4 転居後も同一の特別支援学校に在籍することになった場合、どのような手続きが必要ですか。

A 4 転住先の市町村教育委員会は、県教育委員会へ学齢簿の加除訂正通知を提出します。また、前の住所のあった市町村教育委員会へ、学齢簿に記載した旨、通知する必要があります。前の住所地の市町村教育委員会では、この通知を確認してから、異動事項欄に転出先及び転出年月日を記入し別冊として編綴するようにします。

転住先の市町村では、住民課の窓口と教育委員会との連絡を密にし、児童生徒の在籍する学校を確認するなど、間違いのないよう事務手続きをするようにしてください。定期的に学齢簿の照合を行うなどして、確認しておくことも大切です。

特に、児童生徒が施設入所している事例では、留意が必要です。

Q 5 特別支援学校の小学部に在籍している児童が、小学部を修了する場合には、どのような手続きが必要ですか。

A 5 特別支援学校に在籍している児童が、小学部修了後も同一の特別支援学校中学部へ進学する場合は、事務手続きの簡略化のため、新たに認定特別支援学校就学者通知書（様式A）を提出する手続きは行わなくてもかまいません。

しかし、市町村内に住所のある児童の就学状況を確認しておくことが大切です。在籍している特別支援学校へ文書によって確認をしておく必要があります。

ただし、特別支援学校分校から本校への進学の際（聾学校の各分校が該当します）は、学校指定変更の手続きがありますので、保護者と連絡を密にして、手続きを行ってください。

Q 6 特別支援学校に在籍している児童生徒（認定特別支援学校就学者）が、小・中学校へ、転学する場合、どのような手続きが必要ですか。

A 6 転学の際には、2通りの転学手続きが考えられます。

(1) 特別支援学校での学習の成果等から障がいの程度が、学校教育法施行令22条の3に該当する者でなくなった場合（P. 15参照）

この場合は、特別支援学校の校内就学指導委員会の判断により、特別支援学校長から視覚障がい者等でなくなった者の通知（様式G）が県教育委員会へ出されます。これを受けて県教育委員会では、各市町村教育委員会へ視覚障がい者等でなくなった者の通知（様式H）をします。市町村教育委員会は、速やかに小・中学校への就学通知を出さなければなりません。

(2) 障がいの程度は、特別支援学校へ就学するのが適当な程度ではあるが、障がい等の変化や教育環境の整備等により、小・中学校への就学ができると、特別支援学校長が思料する場合（P. 16参照）

この場合は、特別支援学校長より、県教育委員会へ小・中学校に就学することが適当であるとする旨の通知（様式I）が提出されますので、手続きを進めます。

市町村教育委員会は、教育支援委員会（仮称）の意見や保護者の意見を聞くなどして、総合的に判断し、就学先を決定する必要があります。

また、受け入れ先の小中学校との連絡調整をし、適切な就学の場を決定するようにしてください。

そして、就学先が決定しましたら、県教育委員会へ通知（様式Kまたは様式M）してください。

Q 7 特別支援学校に入学・転学する児童生徒の教育相談について留意する点はどのようなことですか。

A 7 認定特別支援学校就学者は、事前に該当特別支援学校で教育相談を受けることとしています。特別支援学校では、9月に次年度の学級編成を検討するため、特別支援学校の就学を考えている場合、8月末までに教育相談を受けていただくと、子供たちの状況が把握できますので、早めに相談を受けていただくことが望ましいです。その後も随時教育相談は受け付けています。

Q 8 他の都道府県から転住してきた児童生徒の入学先はどのようにして決めればよいのですか。

A 8 転住してきた児童生徒の就学先を決定するのは、転住先の市町村教育委員会です。市町村教育委員会は教育支援委員会（仮称）の意見を聞くとともに、保護者の意見を聞いて就学先を決定します。また、その際、保護者の了解を得て、前籍校から資料を提供してもらい判断の材料とすることがよいでしょう。

Q 9 施設入所に伴う特別支援学校への転学の際に留意する点はどのようなことですか。

A 9 特別支援学校への転学は、施設への入所とは別に就学先の判断をする必要があります。児童生徒の障がいの状態や程度について資料を整え、教育支援委員会（仮称）の判断や保護者の意見を基に、適切な就学先を決定する必要があります。

入所したからといって、即、隣接する特別支援学校に転学ということではありません。児童相談所等と連携を密にし、適正な就学手続きを進めるようにしてください。

Q 10 小学校の通常の学級に在籍する学校教育法施行令 22 条の 3 に該当する児童が、他の市町村に転出する場合には、どのようにすればよいですか。

A 10 A 市の小学校に在籍する児童が、B 市に転出する場合、B 市がその児童の就学先の判断をすることとなります。B 市は、保護者や専門家からの意見を聴取し、障がいの状態や必要な支援の内容、地域の体制の整備等を踏まえ、その児童にとって適切な就学先について総合的に判断する必要があります。

Q 11 特別支援学校の学校指定変更をする場合は、どのような点に留意する必要がありますか。

A 11 県立の特別支援学校は、現在、1 種類の障がいに対応する学校となっています。したがって、障がいの違う学校への指定変更は、該当する障がいの就学が適当という判断が出ているのかどうか確認して慎重に進める必要があります。

Q 12 「個別の教育支援計画」を活用した就学支援はどのように進めればよいですか。

A 12 「個別の教育支援計画」は、就学予定者に対し、それまでの支援の内容、教育的ニーズや必要となる支援等について整理し、就学先の学校に引き継ぐものです。保護者や専門機関等の参加を得て幼稚園等で作成されている計画をふまえ、当該児童生徒に必要な教育支援を整理し、就学先の検討の際に活用することが大切です。

Q 13 「就学先決定後も柔軟に就学先を見直していく」ことにより、就学先の学校間の異動が頻繁になってもよいのですか。

A13 小学校就学時に決めた就学先に固執するものではなく、子供の変動するニーズへの対応を意識して、就学先を決めてほしいということであり、頻繁に学校間の異動を行うというものではないことに留意してください。

Q14 今回の学校教育法施行令の一部改正で、保護者や専門家への意見聴取の機会が拡大されましたが、具体的にどのようなときに行わなければならないのですか。

A14 これまでは、小学校新1年生に就学する際に、意見聴取をすることが義務付けられていましたが、今回の改正で、小学校から特別支援学校中学部、特別支援学校小学部から中学校への進学時や転学時にも行うこととなりました。

意見聴取の方法としては、4月に新入学してくる子供たちについて専門家等から意見を聴取する場において併せて意見を聴取する、就学相談の際に保護者の意見を聞くなど、可能な範囲で正確な情報が収集・分析されるよう対応することが必要となります。

Q15 東日本大震災における福島第一原子力発電所事故により避難している児童生徒の転学の際に留意する点はどのようなことですか。

A15 原発避難者特例法においては、文部科学省から平成23年11月18日付け事務連絡の「教育事務に係る留意点」を受けて、避難先の市町村で学齢簿を編制することとなっています。

就学や転学の手続きについては、避難先と避難元の市町村が学齢簿の作成について確認の上、事務手続きを行ってください。ただし、避難先の変更や住所の移動等、様々なケースが考えられますので、児童生徒の転学の情報が入りましたら、市町村教育委員会間での情報の共有をお願いします。また、手続きについて迷う場合は、県教育委員会までご連絡ください。

参考：平成23年8月31日 文部科学省初等中等教育局中等教育企画課 児童生徒課
スポーツ・青少年局学校健康教育課

「東日本大震災により被災した児童生徒等に関する就学事務処理上の留意点について」
平成23年11月18日 文部科学省初等中等教育局中等教育企画課 児童生徒課
特別支援教育課 スポーツ・青少年局学校健康教育課

事務連絡「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に退所するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に基づく事務処理の特例について（教育事務に係る留意点）」

Q16 今後、すべての子供が小・中学校で学ぶようになるのですか。

A16 障がいのある子供とない子供が同じ地域でできるだけ共に学ぶことを目指すことは大切ですが、その前提としてそれぞれの子供が授業内容がわかり、学習に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかがとても大切になります。あくまでもその子供が十分な教育を受けられる学びの場はどこかを十分に検討する必要があります。

Q17 「教育支援資料」では、就学先決定に当たって「本人・保護者の意向を最大限に尊重する」とされていますが、そのことをどうとらえればよいのですか。

A17 保護者の意向を最大限尊重するということと、そのことにより就学先が決定することとは別のこととなります。市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分な情報提供をしつつ、可能な限りその意向を尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが大切になります。保護者の思いを受け止めながら、本人に必要な支援について、共通認識を図っていくことが重要です。

Q18 市町村は「就学指導委員会」を「教育支援委員会（仮称）」に名称変更しなければならないのですか。

A18 名称変更を義務付けるものではありません。しかし、就学先の決定のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、これまでの就学指導委員会の機能を拡充することが必要となります。（具体的な機能拡充の内容についてはP. 4参照）

Q19 通常の学級で学ぶ学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度の児童生徒は、特別支援教育就学奨励費の支給対象となっていますが、「認定就学者」の規定が廃止されたことで、今後、支給対象の認定はどのようにして判断されるのですか。

A19 学校教育法施行令第22条の3に該当するかどうかは、市町村教育委員会が個別に判断するものです。市町村教育委員会が学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度であると判断した児童生徒が、小・中学校の通常の学級に在籍する場合は、特別支援教育就学奨励費の支給対象となります。今回の一部改正により、「認定就学者」の規定が廃止されても支給対象となることに変わりはありません。